



アメリカの人身取引報告書にも取り上げられたと  
いうことを聞いております。

そういった影の部分を意識しながら、今回の技能実習制度の見直し、この法律をつくる背景には、実習実施機関等による入管法や労働関係法令違反が発生していることを重く受けとめて、管理体制の抜本的強化を行う。その一方で、先ほど申し上げたように、技能実習制度に対する評価、そして、送り出し国、受け入れ国双方にとても非常に有用であるということから、対象職種の拡大であるとか実習期間の延長の拡充の要望がある。そういうことを踏まえて、管理体制の強化と対象の拡充を両輪で行うというふうに聞いております。

ただ、やはり、対象の拡充の大前提として、影の部分、管理体制の抜本的強化ということをなぜやらなければならぬのである、まずそのことを伺いたいと思います。

そこで、まず、これは当局で結構なんですけれども、現行制度での不正行為が指摘されておりますけれども、その原因はどこにあるのか、そして、今回の法律を制定することによってどのように改善されるのか、そういうことについて、管理制度の抜本的強化策を中心に伺いたいと思います。

[葉梨委員長退席、渡辺委員長着席]

○井上政府参考人 委員から、現在の技能実習制度の問題点と新制度における改善の見込みにつきましてお尋ねがございました。

技能実習制度につきましては、委員から御紹介がございましたように、開発途上国への技能移転を通じた国際貢献を目的とする制度でございます。しかし、一部において、制度の趣旨を理解せず、安価な労働力として技能実習生を受け入れる監理団体や実習実施機関が存在し、また、保証金を徴収しているなど不適正な送り出し機関が存在すること、関係機関による監理団体や実習実施者などに対する指導監督が不十分であるということ

と、さらには、人権侵害行為等が依然として見られ、かつ、被害に遭った技能実習生の保護体制が不十分であることなどの課題や問題点の指摘を受けています。

そこで、本法案では、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制、主務大臣による立入検査、改善命令、監理団体の許可取り消し、技能実習計画の認定取り消し等の権限を定めるほか、技能実習生に対する人権侵害行為については、禁止規定や罰則を定めています。

また、法務省と厚生労働省の両省所管で、技能実習制度の運用管理を一元的に行う機関として外国人技能実習機構を創設し、同機構に、技能実習実施者等に対する実地検査等の管理監督業務を行わせるほか、技能実習生に対する相談対応や援助等の技能実習生の保護業務を担わせることとしています。

さらに、法案の内容以外にはなりますが、不適切な送り出し機関を排除するため、各送り出し国との間で取り決めを作成することとしています。

法務省としては、このような見直しを行い、共同の主務官庁であります厚生労働省と連携いたしまして、技能実習制度の問題点を解決するとともに、技能実習制度の趣旨の徹底を図り、制度の趣旨にのつとつた適正な受け入れを進めてまいりたいと考えております。

○山下委員 今御説明のあつたこと、いずれも大変重要なことだと思います。現状、そういった仕組みがなかつた、そのことがやはり不正行為を多く生んだ原因であろうと思います。

そういうことで、例えば送り出し国にも問題があろうというところで、しっかりと政府間取り組みを結んでいたり、送り出し国の法執行機関やあるいは入管当局などを連携しながら、しっかりと送り出し国側の問題も解決していくだけが必要であろうと思います。

また、監理団体については許可制ということです。

ありますけれども、その許可あるいは実習実施者

で届け出ということであります。その把握もやはりしっかりといただきたいと思います。

そういったことで、外国人技能実習機構を創設する、実地検査等の業務を実施するということです。やはり、こういった本当にしっかりと組織がないと、もう不正は防げませんし、仮つて魂を入れずではありませんが、こういった機関であるとか届け出制許可制をつくるのであれば、それを実効的にやつていただきたいと思っていてはいるところです。

ただ、こういったことで器をつくつたということがあるんですねが、やはり指摘されているところでも、実習生の賃金が不当に低いというふうな指摘も非常に多くされております。そういうふうな指摘についてどういうふうにお考えなのか。例えば同等報酬要件などもござります。そういうことを含めてお答えいただきたいと思います。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

技能実習生の賃金につきましては、現行の入管法令におきまして、「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」と定められておりま

すが、新制度におきましても、技能実習法案に基づく主務省令におきまして同様の規定を盛り込むことを想定しております。

今後、技能実習計画の認定を申請する際には、実習実施者が、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることにつきまして、外国人技能実習機構に對して説明し、認定を受けることとしております。

また、技能実習計画の認定後におきまして、

実習実施者が、認定を受けた計画に従つて日本人との同等待遇を担保していないと認められる場合

には、是正指導や改善命令等により、実効性を担保していくかと思います。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

外国人技能実習機構につきましては、想定され

ます。この機構自体が、実効性のある指導監督を行うために十分な体制を今後構築していくた

めでしようか。今御検討中のものを含めてお

答えいただきたいと思います。

○山下委員 ちょっと重ねての質問になるんです

と、その同等待遇を担保していないと認められる場合

には、是正指導や改善命令等により、実効性を担保していくかと思います。

○山下委員 ちょっと重ねての質問になるんです

と、その同等待遇を担保していないと認められる場合

には、是正指導や改善命令等により、実効性を

担保していくかと思います。

○山下委員 ちょっと重ねての質問になるんです

と、その同等待遇を担保していないと認められる場合

には、是正指導や改善命令等により、実効性を

担保していくかと思います。

ただ、その機構をしっかりととともに、新制

などで指摘されます。

今、実習計画において報酬というのが明示されることがあります。それは、例えば保証金を取られたとかそういう場合であつても、しっかりと手取りの部分は保証されるというふうなことになります。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

保証金等の問題につきましては、二国間協定などによりまして、送り出し国と政府の方できっちりやつていただく形のものを考えております。

また、今先生御指摘の賃金の問題につきましては、これはこれとして、約束された賃金がきちんと支払われる、それが日本人と同等以上である

ことになります。

○山下委員 送り出し国との二国間協定であつて、も、実効性が漏れる場合があるんですね。裏で保証金を取られているようなことがないよう、ぜひそこら辺の管理監督もしっかりとやつていただきたいと思います。

○山下委員 送り出し国との二国間協定であつて、

も、実効性が漏れる場合があるんですね。裏で保

証金を取られているようなことがないよう、ぜひ

そこら辺の管理監督もしっかりとやつていただき

たいと思います。

度において、実習を担当する監理団体あるいは実習実施者、これもしっかりと管理をしていかなければならぬ、とこころでございますが、新法では、こういった監理団体や実習実施者に対して、先ほど、計画を認定制にする、あるいは実施者は届け出制にする、監理団体については許可制にするという指摘がありましたが、その内部でどういった体制を整備させるのかということについて、お答えいただきたいと思います。

○井上政府参考人　お答えいたします。

監理団体や実習実施者の内部における適正化のための体制の整備についてのお尋ねでございまし

○井上政府参考人 お答えいたします。

しては、監理団体の許可基準として、主務省令で定める基準に従つて適正に行うに足りる能力を有するものであることとすることを求めておりま

定していくことになりますが、例えば、実習実施者に対する監査の実施、技能実習生からの相談への対応などを定める予定でございまして、監理団体としての許可を受けるためには、そうした監査や相談対応を適正に行うに足りる体制が組まれていることが求められます。

アーティストを求める方へお問い合わせ

このほか、技能実習生の受け入れ準備や実習実施者への指導助言、技能実習生の保護など、監理団体としての基本的な業務を統括管理させるため、事業所ごとに、監理事業の責任者を明確に定めることを求めて います。

次に、実習実施者側の体制でございますが、これは、技能実習計画の認定手続の中で確認していきことになります。

その認定基準の中では、技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適

合していることという要件を定め、主務省令で具体的な内容を確定していきますが、そ

を図るとともに、御指摘のような制度の拡充を行うこととしております。

て、法案の中におきましては、実情状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすかどうかという観点から、主務省令でその基準を定めることとしてござります。

具体的な基準につきましては、法務省と厚生労働省の合同の有識者懇談会の報告書におきまして、優良と判断する際の視点が掲げられております。

す。具体的に申し上げますと、過去三年分の実習生の技能評価試験での合格率、あるいは実習生に対する適切な相談体制または指導体制の整備あるいは行方不明者が発生しないことなどの例が示されているところでございまして、こうした有識者懇談会の意見も踏まえながら、制度の趣旨に沿った適正な技能実習が行われるインセンティブ

となるよう規定していきたないと考えております。  
○山下委員　ありがとうございました。

ば、先ほど言つたメリットがたくさんある。しかし、適正な運用がなされなければ、せっかく来てはただいた外国の方が、日本でひどい目に遭つた

て、日本に対して非常に悪い印象を持つて帰つていくという逆効果になりますので、その点はしつこいと思います。

かりと運用していただきたいと思ひます。な運用が拡充の大前提だということを改めて御指摘しておきたいと思います。

では次に、入管法改正について伺いたいと思います。

人の受入れ」という資料、これは法務省提供資料でございますが、提示させていただきました。今回につきましては、例えは要介護者が非常に

ふえてる、また、一方で介護従事者が足りないという非常に需要が逼迫している中で、せつかく日本でアート園芸をする、今度は花束を販売する

日本で外国の方が、介護福祉士養成院で留学して資格を取得しても、我が国で介護業務につけないというようなことが背景にあったというふうに聞いております。

そういうことも踏まえて今回の入管法改正がなされたと聞いておりますが、こういった趣旨、

○宮川(男) 政府参考人 拝啓をいたしました

今回の見直しにおきましては、国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化

そして今回の入管法改正においてどういう効果が見込まれるのかということをお答えいただきた  
い。

○井上政府参考人 まず、今回、在留資格「介護」を設ける趣旨、大きく分けて二つございます。

その一つは、専門的、技術的分野の外国人を積

極的に受け入れるという観点でございます。

我が国は、これまで専門的、技術的分野の外国人については積極的に受け入れてきたところでございますが、我が国経済の活力を維持、発展させていくためには、新たに人材のニーズが生じてくる分野につきまして、それが専門的、技術的分野と評価できる分野であれば、その分野に外国人を積極的に受け入れていくことが求められております。この点、介護分野は、高齢化の進行に伴い、質の高い介護に対するニーズが高まっているところ、我が国で介護福祉士の国家資格を取得した者には一定の専門性、技術性が認められると評価するに至ったことが第一点目でございます。

もう一つは、留学生の卒業後の活躍支援という観点でございます。外国人留学生は、我が国を留学先に選び、我が国文化にも触れながら我が国で学んだ、我が国のよき理解者と言つてよい存在でございまして、その受け入れを積極的に図つていくべきであると考えております。

そのようなことから、閣議決定された「日本再興戦略改訂」〇一四におきましても、介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生について、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めることについて制度設計を行なうこととされたところでございます。このような二つの観点を踏まえまして、介護福祉士の国家資格を取得した者を対象とする新しい在留資格を創設することとしたものでございました。この制度の効果などいろいろありますが、新しい在留資格の活用の見込みなどということでもございましたが、現在は、介護業務に従事する者に該

当する在留資格がなくて、介護に従事したいとい  
う外国人の数を把握、予測することはなかなか困  
難なところがございますが、今回、新たに在留資  
格の介護が創設されれば、介護福祉士として就労  
することを希望する外国人が一定数存在してくる  
ものと考えております。

○山下委員

こういった形で新しい在留資格が認められる、そして活躍されるということで、例えば、資料四にもありますけれども、養成施設が四百校近くあるという中で、年間数百人の方ができ  
るのではないかという報道もされております。もちろん、我が国事情というだけではなくて、本当に日本流のおもてなしというのでしょうか、思  
いやりに満ちた介護技術、そういうものを学んでいただいた方が日本でも活躍していただく、そ  
ういうことは非常にないことだと思っております。

ほかに、これについてはEPAもございますけ  
れども、やはりちょっとEPAについては、いま  
だ低調に推移しているというふうに言わざるを得  
ません。そういうことでEPAにつきましても  
ちよと聞きたかったんですが、時間もありません  
ので、EPAについてもしっかりと活用してい  
ただくということをぜひ両省にはお願いしたいと  
思います。

以上、法案について伺つたところでござります  
が、最近、特に介護に関して報道がなされたの  
で、そのことについて伺いたいと思います。  
先ほどの技能実習制度については、直接介護職  
種の追加というものは今回の法改正においては明示  
されていないわけですから、そういうものを追加するのかという検討もしているということも聞くところでございます。

また、資料五としてお配りしたところではある  
んですけど、これは二十二日の日経新聞でございま  
すが、日本型介護の輸出を後押ししようというふ  
うな動きもあると聞いております。  
確かに、私個人的には、アジアにおいて今後  
高齢化がどんどん進んでいくわけであります。ま  
まようが、現在は、介護業務に従事する者に該

た、アジア各国では、障害者に対するケアが実は  
十分ではない国も多つござります。そういう中で、  
介護あるいはそついた障害者対策、世界的に見  
れば先進国です。そういう先進国である日本  
の技術や制度を学ばせ、そして母国でやつてい  
ただくということは、技能実習の中で、そいつ  
た制度趣旨にも沿うのではないかと思います。

私の地元に旭川莊という障害福祉施設がありま  
す。そこでは、亡くなられたんですが、江草元理  
事長のリーダーシップのもと、上海市当局など中  
國政府機関とも連携の上、中国語で介護チキット  
を作成して、中国の教師の方を呼んで、そして日  
本流の介護技術を教えて中国で活躍していただい  
て、大変感謝されている、そういうこともござい  
ます。そういうことを適正な管理のもとで進め  
るべきだと思います。

日本型介護の輸出後押し、こういう報道もなさ  
れているんですけど、こういったことを政府の中に  
おいて検討しているという事実はあるんでしょうか。  
その関係についてお尋ねします。

○大島政府参考人

自民党の国際保健医療戦略特  
命委員会が四月の二十二日に開催されまして、健  
康長寿産業のアジア展開に関する議論が開催され  
たと承知しております。

政府におきましては、総理を本部長とする健  
康・医療戦略推進本部のもとに、厚生労働省や外  
務省ほか関係省庁局長クラスをメンバーとします  
医療国際展開タスクフォースというのを設けてお  
りまして、この傘のもとで医療の国際展開を支援  
しているところでござります。

今後、アジア諸国におきましては、委員御指摘  
のとおり、高齢化が急速に進展してまいりますの  
で、医療と同様に介護につきましても潜在的な需  
要は大きいと考えております。  
そのため、介護を初めてとする健康長寿産業の国  
際展開に関しましても、アジアの需要を見据えつ  
つ、今後、省庁横断的な対応を図つてまいりたい  
と考えております。

○山下委員

そういった輸出後押しということに

なると、先ほどちょっと指摘しましたけれども、  
技能実習において介護を職種として追加するのか  
という問題もあろうかと思いますが、その点につ  
いて政府は検討しているんでしょうか。検討状況  
をお答えいただきたいと思います。

○石井政府参考人

お答え申し上げます。

介護分野の職種追加ということでござります  
が、有識者等に参加いたしました検討会の取り  
まとめにおきまして、日本はほかの国と比べまし  
ても高齢化が急速に進展しているということ、そ  
して、認知症高齢者への対応など福祉ニーズの多  
様化、高度化に対応している日本の介護技術、こ  
れを海外から取り入れようとする動き、先ほど先  
生からも御指摘がございましたが、そういう動き  
も出てきているということを指摘をされていると  
ころでござります。

途上国、とりわけASEANの諸国におきまし  
ては、今後、日本以上に速いペースで高齢化が進  
展することが予測をされております。これまで日  
本が蓄積をしてきました認知症のケアあるいは自  
立支援等の介護に関する知識、技術の修得や、あ  
るいは人材の育成に対するニーズが大変増大する  
ものと考えております。

さらに、具体的に、ベトナム及びモンゴルから  
技能実習生を送り出すことに対する要望が出てお  
ります。それから、日本介護福祉士養成施設協会  
が加賀施設に実施した調査によりますと、既にこ  
の養成施設の留学生の入学者は年平均數十人を超  
えておりまして、平成二十六年度は五十九名が入  
学しております。

こうした具体的な動きがござりますので、日本  
の介護技術を他国に移転することは、大変この技  
能実習制度の趣旨にかなうのはもちろん、国際的  
にも意義があると考えて検討いたしております。  
○山下委員 それでは、大臣の決意を伺いたかつ  
たんですが、時間が参りましたので、最後にぜひ  
両大臣に、この技能実習制度あるいは入管法につ  
いて本当にしっかりと適正な執行をお願いし  
て、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、柚木道義君。

おはようございます。連合審査で質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。山下委員に続いて岡山つながりで、引き続き岡山の柚木でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、前回、法務委員会でも質疑をやりとりさせていただいて、法務大臣からは最後に、制度の適正化なくして対象職種等の拡充なしという力強い御答弁をいたいたわけ、中でも、きょうは連合審査でございますから、介護職種追加等について議論させていただきたいと思っているんですが、資料にもおつけしておりますように、本当に多くの委員の皆さんもいろいろな形でかかわってこられてると思いますが、熊本地震の対応策ですね。

介護、あるいは、私は災害医療の支援チームの方に同行させていただいて、先週末、現地にも伺わせていただいた。そういう意味では、これからや避難が長期化する可能性も含めたさまざまに対応が求められていると思つております。ちょっとと冒頭、そのあたりから質問させていただいた上で法案審議に入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

厚生労働大臣、けさの報道にもさまざま、ノロウイルス感染症対応であつたり、エコノミー症候群、多くの方がそういつた形で本当に健康が悪化しつつある、こういう報道もなされております。大臣御自身も災害対策本部で、感染症予防が大きなテーマであるとか、あるいは厚生労働省として被災地への介護職員派遣を依頼とか、今まさにさまざまな取り組みが進められるさなかでございます。また、補正予算、これはまさに与野党が協力をして対応していく。自然災害、震災対応に当然党派は関係ありません。予算規模、これは本当に報道によつてけさもまちまちですね。六千億から八千億、三千億、五千億から六千億と、これは報道

によって全部違うんですが、いずれにしても、ハーディに加えてソフトの部分の対策が非常に重要な機会をいただきまして、ありがとうございます。山下委員に続いて岡山つながりで、引き続き岡山の柚木でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、前回、法務委員会でも質疑をやりとりさせていただいて、法務大臣からは最後に、制度の適正化なくして対象職種等の拡充なしという力強い御答弁をいたいたわけ、中でも、きょうは連合審査でございますから、介護職種追加等について議論させていただきたいと思っているんですが、資料にもおつけしておりますように、本当に多くの委員の皆さんもいろいろな形でかかわってこられてると思いますが、熊本地震の対応策ですね。

介護、あるいは、私は災害医療の支援チームの方に同行させていただいて、先週末、現地にも伺わせていただいた。そういう意味では、これからや避難が長期化する可能性も含めたさまざまに対応が求められていると思つております。ちょっとと冒頭、そのあたりから質問させていただいた上で法案審議に入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

厚生労働大臣、けさの報道にもさまざま、ノロウイルス感染症対応であつたり、エコノミー症候群、多くの方がそういつた形で本当に健康が悪化しつつある、こういう報道もなされております。大臣御自身も災害対策本部で、感染症予防が大きなテーマであるとか、あるいは厚生労働省として被災地への介護職員派遣を依頼とか、今まさにさまざまな取り組みが進められるさなかでございます。

また、補正予算、これはまさに与野党が協力をして対応していく。自然災害、震災対応に当然党派は関係ありません。予算規模、これは本当に報道によつてけさもまちまちですね。六千億から八千億、三千億、五千億から六千億と、これは報道

によって全部違うんですが、いずれにしても、もどす」とか書いてあるんですね。その後、水とか手を洗つたり、要は、衛生状況等も含めてこの表示が正確に理解をされていたのかどうなのがありますし、あるいは、私がその後、これから議論という段階で、しっかりと協力をしていくために具体的な対応策についても提案もさせていただきたい、そういう段階でございます。

きょうは、そういった中に入つていてる項目も含めて、ちょっとと冒頭、私の方から、現地に伺つたことも踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

まず、資料にもおつけしておりますが、感染症対策でございます。

これはけさの報道ではないんです、まさに私も伺つた南阿蘇村の体育館、ノロウイルスが検出されて、これは二十五人とか、報道等で、実際にそれが可能が高いということ、これは資料の三ページ目にもつけておきましたが、実際に私が伺つた際に撮影をした写真でございます。

ちょっとと皆さんには小さくて恐縮なんですが、トイレに表示がしてあるんですね。私も行つて非常に驚いたんですけども、物すごく掃除をしていたんですよ、ちょうど行つたときに、二十四時間体制でやつていてるんですね。なぜそこまで物々しくやつててるのか。私が伺つた翌日には、このノロウイルス感染の報道が出まして、そういうことだつたんだな。しかも、我々も実際に災害じているのが、いくのか、御答弁をお願いします。

○塩崎国務大臣 先生御指摘のように、感染症対策は極めて重要になつておりますし、また、これから気温も上がつてしまりますので、そういうことが起きやすい状況もあるわけでございます。

二十二日にノロウイルスの集団感染のあつた南阿蘇中学校につきましては、日赤の医療チームと保健所職員が、まず患者を隔離することが大事でありますので、できる方は医療機関への入院をしていただく、それから、そうではない方々については避難所内の別室で隔離をするということで、まずこれが第一でございました。

消防の方が一生懸命小さいブルーみたいなものを搬送するなどの措置を指導するという形でやつてあるわけでございますし、それから、今お話をきつちりするということが基本であります。それで、こういったことをポスターに掲示いたしまして、今、トイレから出てくる方々がしっかりと手洗いを励行しているかどうかも見ていたいたよでございます。これは、厚生労働大臣、水道の復旧等もまだかなり時間がかかるというような状況の中で、今この瞬間も、トイレの衛生、利用環境を含めて、非常に注視すべき状況にあるといふふうに考えております。

御案内のように、順番待ちになるのは女性の方が多いということで、女性の方が水分の摂取を控える、逆に体調の悪化につながる。そういうトイレの衛生状況や利用状況が体調の悪化にもつながりかねない、そして感染症の拡大にもつながりかねないという状況があるわけでございます。

これは本当に対策が急務だと思われる中で、補正予算の対応も含めて、今まさに、あるいは今後、厚生労働省としてどのような感染症対策を講じているのか、いくのか、御答弁をお願いします。

問題は、この南阿蘇の中学校にしても、やはり水が大事でございます。今お話しのとおりの状況でありますけれども、私どもとしては、トイレの数につきましても、基本的に避難されている方二十四人に一つの割合でトイレがあるべきだということを徹底しております。それを県、市町村を通じて言つております。それに足りないところは、私ども厚生労働省にトイレを請求してくれというふうに一つを言つております。

それともう一つは、やはり水の復旧を待つことが大事であつて、これは市内も市外も同じよう言つております。それを見、市町村を通じて言つております。それに足りないところは、私ども厚生労働省にトイレを請求してくれというふうに一つを言つております。

それともう一つは、やはり水の復旧を待つことが大事であつて、これは市内も市外も同じよう言つております。それを見、市町村を通じて言つております。それに足りないところは、私ども厚生労働省にトイレを請求してくれというふうに一つを言つております。

もちろん、指導に当たる方々として、今、DMATからJMATというか、内科医の方々を中心

とするチームに変わつておりますので、きのうで一  
M A T等の医療チームが百五十チーム回つております。  
それに加えて、保健師のチームが他県から  
の応援も含めて六十以上回つていただいて、こう  
いう方々にまた、避難されている方々に指導をして  
いただく、体調の不良な方のお話を聞いて即座  
に対応するといったようなことをやさせていただ  
いているわけでございますので、引き続きこれに  
ついてはしっかりと対応してまいらなければなら  
ないというふうに考えていくところでございま  
す。

私が伺ったタイミングが、ちょうどDMATからJMATに、救命救急のあたりからまさに慢性

期、回復期、維持期の対応へと徐々に移つてい

く、そういうタイミングだったので、そこはそういうフエーズに今移りつつあるとは思っていますが、やはり私が感じたのは、避難所を整備するとか、人をいろいろな形で、とにかく自衛隊も含めて多くの方の御協力をいただいて送り込むとか、そういうことももちろん重要なんですが、実際に現場でどういうことが行われているのか、これは

やはり現地に行かないとわからない部分もあります。まさにそういう、うわつ、これは本当に感染症が起こりそだなと、行つた瞬間、やはり専門家が行けば思うんですね。しかし、それを、はどういう対策をするとかという判断、決定権がある人がそこにあるかどうかが非常に重要です。私、そういう意味では、きのうもちょっとと省庁

の方とやりとりしたんですが、今回の初動対応、十四日前震、後ほど前震ということになつて、十六日が本震。総理がすぐに伺うという話も、当時あつた中で、その一週間後の二十三日にお伺いされたわけです。私は正直、初動対応をもう少しきっちりきていいれば、このエコノミーの問題あるいは感染症の問題は防ぎ得たのではないかと思ふんですよ。

東日本大震災、あのときも私は災害医療支援チームの皆さんと一緒に伺いました。石巻日赤か

ら南三陸町と回らせていただきました。あのとき、いろいろな教訓があつたはずなんですね。それが十分に生かし切れたかどうか。正直、今回の初動の対応、いささか問題があつたんじゃないかな、ムダもあつた気がします。今はつら

なきよう<sup>う</sup>に万全<sup>まんぜん</sup>を尽くしていきたいと思<sup>おも</sup>いますし、やはり先に先に回つていかなきやいけないといふうに思いますので、先生方からのいい御<sup>ご</sup>言<sup>ごん</sup>をまた聞かせていただきながら、それを吸<sup>く</sup>取<sup>く</sup>っていきたいと思<sup>おも</sup>ります。

康悪化防止と申し上げたのは、施設に来られている方ばかりじゃない、車中の方、在宅の方、正直、在宅の方は福祉避難所の利用率も低い、置き去りになつてゐる可能性があるわけですね。

て実行してもらいたいところには思っておられるので、よろしくお願ひいたしたいと思います。○柚木委員 足りないものがあつたという認識の中で今一生懸命やつてゐるということなんですが、やはり私は総理が当初伺うと/orの問題もありますが、もちろん、オペレーションの問題もありますから、行けばいいというわけじゃない、それはどちらかっていいます。しかし、この一週間のラグのことで、私は、感染症の拡大やあるいはエコノミーで、候群の拡大は防ぎ得たんじゃないかと正直思います。

そういうことを含めて、オランティアの方々として福祉施設から派遣をされるそういう専門の職員の方々に対する支援と、そしてしっかりとそういう指導体制の中に入つていただく、そういうオペレーションですね、それにに対する支援を、今回、補正予算の編成等に当たつて、ぜひこういうことも組み込んで対応を講じていただきたいと思うわけですが、これは、厚生労働大臣、通告もしておりますので、こういった対策をしっかりと前に進めていくということをここでぜひ明

すよ。ですから、そこについてはしっかりと検証していただきながら、今後の対策をしつかり進めていただきたいと思うんです。

資料につけておりますが、この間の週末も含めてボランティアの方が非常にたくさん行かれています。

私たちには、先ほどの感染症の拡大防止も含めて、被災者あるいは避難者の健康悪化防止のための特別対策の必要性をきょうも、党首会談も含めたいろいろなチャンネルを通じて具体的に提案させていただきます。

その中で、このボランティアの方の、ちょっとおこがましいんですが、有効な生かし方、活用させていただく、今、御用聞きとか資材の仕分けとか、いろいろ頼る強張つていただいているんですが

設していただいております。  
現在、ボランティアの方々には、避難所における支援物資の仕分けをする、清掃をする、あるいは物資をお届けするといった避難所運営支援、それから被災家屋の片づけ等を中心的に支援活動をしていただいているわけでありまして、避難所の避難者のほか、今御指摘のとおり、車中を含む在宅被災者の健康管理、これは委員の御指摘のとおり大変重要で、見落とすことのないようにならないと

今議論をしている、例えば、先ほど言われたような手洗いとか、あるいは、実際におなかの調子が悪い方がトイレから出てきて普通に歩いていらしゃるわけですよ、体育館の中とかも含めて、十分に消毒できているかわからない状態で。そういうことも含めて、福祉人材の方々がいろいろ張って現地に入つて応援をされるという厚生労働省の要請も必要なんですが、ボランティアの方々も含めてそういう役割を担つていただいて、もつと言つと、これは、あえて私が被災者、避難者の健

いけないということで、保健師等が、避難所、公園、駐車場、御自宅、これを今、先ほど申し上げたチームが回っております。

健康状態の把握を絶えず行うということで、今後長期化する避難生活による被災者の健康悪化防止等のために、自治体のニーズに応じて、保健師などと協力をしながら、健康維持のための体操を紹介するとか、ボランティア活動として可能な範囲で被災者への保健を含めた支援ができるようになり、関係者による情報共有を促してまいりたいと

思つております。

こういうところは、やはりチームを組んでいく、公的な保健師さんなどとボランティアの皆さん方がチームを組む、あるいは、NPOでもNGOでも、特にこういう分野に強いNPO、NGOがあることは私も親しい方々におられるのでよくわかつておりますので、そういうところともしっかりと連携をする、そのため私どももオーガナイズをしつかりやつしていくということが大事だということは私も親しい方々におられるのでよくあります。

○柚木委員 本当にスピードが重要ですので、今おっしゃつていただいたことを補正、予備費、いろいろな形で、もちろん、スキームをしつかりつくつて、現場のニーズを把握して、そこについては一定の時間がかかるわけですが、ぜひスピーディーにお取り組みをお願いしたいと思います。

法務大臣にもせつかきようお越しいただいておりまして、介護分野なのでどうしても厚生労働大臣になるんですが、一点、次の資料についているんです。

今回、御案内の方も多いと思うんですが、熊本地震発災直後にこういうことが起こつてあるんですね。熊本の朝鮮人が戸戸に毒を投げ込んだぞ、そういう差別的なツイートが投稿されていて、戸惑う益城町民、妙な投稿はやめてくれ、まさにハイストリーチだ。虐殺が起きた関東大震災模倣、こういう記事ですね。ツイッター社の広報担当者が、一連のデマツイートについて、そのようなツイートがあつたことは理解しているとしたが、削除したかどうかについては、個別案件はお答えできないと。実際には投稿が一部消えているということで、一定の対応をしていると。

まさに今、ハイストリーチの法案、議員立法の議論があつて、前回も議論させてもらいましたが、こういうことも含めて、これは到底、表現の自由じやないです。

ぜひ、法務大臣、こういうことが起つたとあるいは起こらないための対応をしつかり進めていただかないと、こういうことをきつかけ

に、リアルの社会、世界の中で本当に何か衝突が起こりかねない、そのように危惧するわけです

く、この点について、通告もしておりますので、法務大臣として御見解をいただけますか。

○岩城国務大臣 インターネット上に委員が御指摘のようなことが掲載されている事実は承知をしております。これは、いわゆるデマであるとともに、特定の民族や国籍の人々を排斥したり、その尊厳を傷つけたり、そういう方々に対する差別意識を生じさせかねないものであります。

そこで、法務省としては、外国人に対する偏見や差別の解消を目指してさまざまな啓発活動を実施してまいりましたが、今後も引き続き粘り強い啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、御指摘のような掲載につきましては、具体的な被害申告があり、その申告内容が人権侵害の疑いがあると認められた場合は、人権侵犯事件として調査を開始するなど、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○柚木委員 ちょっとここでは時間に制約があるので、その対応だけで本当に実効性のある形でこいつなことを防ぎ得るのか、あるいはその後の対応、拡散、拡大を防ぎ得るのか、私は大いに疑問も持つておりますので、それについてはちょっとまた今後議論を深めさせていただきたいと思いまます。

法案に關係して、先ほどの山下委員の質問とは重複しないように一つちょっと飛ばしますが、厚生労働大臣、今回の外国人技能実習制度の拡充について、介護職種追加の議論があるわけですね。

まさに今、ハイストリーチの法案、議員立法の議論があつて、前回も議論させてもらいましたが、こういうことも含めて、これは到底、表現の自由じやないです。

ぜひ、法務大臣、こういうことが起つたとあるいは起こらないための対応をしつかり進めていただかないと、こういうことをきつかけ

とした場合に、まさに処遇の底上げが求められて

いる中で、最低賃金程度、水準も問題視されてしまうような技能実習、ここに介護職種が追加をされるということが介護全体の賃金相場の低下につながりかねない、逆効果になる、こういう懸念もあるわけです。

もちろん、私も人材の不足は承知しておりますから、このままいいとは思つていません。しかし、冒頭申し上げましたように、制度の適正化、まさにそういう賃金の同等以上という部分も含めてしっかりと確保されずに、拡充だけが進んでしまうと、先行するということになれば、介護職全体のむしろ人手不足を招いてしまって、介護は外国の方がやることだ、そういう状況にも陥りかねない、そのように思うわけであります。

大臣、そのような事態を招かないための同等以上の報酬の実効性をいかに担保いただけるのか、それについて、全国の介護事業者や従事者が安心できる、あるいはサービスの利用を受ける方が、災害のときも含めて、本当に、外國の方が技能実習で来ていたらと、ちゃんと質も確保されるだけのレベル、それは一つはやはり報酬の水準だと思いますので、同等以上の報酬の実効性確保策をいかに担保いただけるか、御答弁をお願いします。

○塙崎国務大臣 基本的に、介護は日本人にやつていただくというのが原則だと思います。

今回の制度で、日本人との同等待遇の確保については、介護以外の職種も含めまして、技能実習計画の認定を申請する際には、実習実施者、日本人が從事する場合の報酬と同等額以上であることについて、外国人技能実習機構に対して説明責任を課すということになつております。

技能実習計画の認定後においても、実習実施者が認定を受けた技能実習計画に従つて日本人との同等待遇を担保していないと認められる場合には、是正指導あるいは改善命令などによつて実効性を担保するという仕掛けになつているわけでございました。

特に、介護分野について、EPAの経験を踏まえて、実習実施計画の認定の段階において、

日本人、実習生問わず適用される賃金規程が整備をされていること、さらに、技能の向上に伴つて日本人と同等に昇給する運用ルールが確立されていることを確認することとなつております。

また、実習開始後については、監理団体による監査において、日視での賃金規程の確認、それから、本人、技能実習責任者、他の職員等からのヒアリングも実施をして、実効性を担保していかなければならぬと考えております。

こういった考え方に基づいて、今後、監理団体のマニュアルとか、あるいは業界団体によるガイドラインの作成などを通じて、適切な処遇を確實に担保するための取り組みを進めていかなければならぬというふうに考えております。

○柚木委員 時間が参りましたのでもう終わらなければ、ちょっとと伝えてくれということがあつたので、一つ短く言います。

今、熊本の皆さん、とにかく一日も早く原状の生活に戻りたいとみんなが願つて、みんなが協力している。しかし、東京・永田町に来れば、衆参同日選挙とか、そんな報道が飛び交つてゐる。厚生労働大臣、私は、そういう報道があるといふので、一つ短く言います。

今、熊本の皆さん、とにかく一日も早く原状の生活に戻りたいとみんなが願つて、みんなが協力している。しかし、東京・永田町に来れば、衆参同日選挙とか、そんな報道が飛び交つてゐる。厚生労働大臣、私は、そういう報道があるといふので、一つ短く言います。

この解散の議論、これは今、一旦封印すべきだと私は思います。命、健康を守る厚生労働大臣として今の議論をどう思われるか、ちょっとと言ふ最後にコメントをください、被災地の皆さんに向けて。

○塙崎国務大臣 解散は総理の専管でございますので、私どもは、被災地の皆様方の健康を守る、これが最優先ということでございます。

○柚木委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。民進党の初鹿明博です。

きょうは連合審査ということで、法務大臣、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、外国人技能実習制度ですけれども、この

制度の最大の問題は、法的目的と実態が大きく乖離しているということにあるんだというふうに思っています。これは誰もが思つてることだと思いま

す。

法律の目的では、海外に日本の技術を移転する、国際貢献の一環だと言つておりますが、では、実際のところ、本当にそなうなかといったら、介護の分野に拡大をするというお話をでもそなうで、先ほど柚木議員も言つていましたが、労働力が不足している、その不足している労働力を補うことに明らかになつていて。そして、実習生の側も、日本に技能を学びに来るという意識というよりも、明らかに、お金を稼ぎたい、そういう意識で来ている、それは私は間違いないんだと思います。それを取り繕いながらこの制度があることがやはりさまざまある問題をもたらしているといふことをまず冒頭指摘させていただきたいと思います。

ただ、そうはいつても、では、外国人の労働者がいなくなつて今の日本の経済が回るか、産業がうまくいくかといふ、やはりそうではないわけですよ。

今、お手元に資料をお配りさせていただいているが、「日本における外国人の就労の状況」という資料を出しておきます。

日本で単純労働者を受け入れないと言いながらも、もう既に約九十・八万人の外国人が日本で就労しているわけですね。このa、b、c、d、eとあります、例えれば、「身分に基づき在留資格を有する者(永住者、日本人の配偶者等)」これは三十六・七万人ですが、これを除いたとしても五十四万人ですよ。技能実習生十六・八万人といつても、三三・三%ですね。つまり、六〇%

ぐらいの人は、それ以外の資格で実際に働いているという状況なんですね。

ここでちょっと一つ法務大臣に指摘しておきたく、法務省に、では、資格外活動の許可を得てい

る人の在留資格はどういうものなんですか、割合はどうなつてあるんですか。私は、イメージとして圧倒的に留学が多いと思っているんです。そ

れ以外の在留資格というのはほとんど、ほかでそ

の資格で収入が得られるものですから、留学が多いと思って、留学がどれくらいなんですかという

ことを聞いたら、そういうデータはどうでないと言ふんですよ。

これは私、ちゃんととつた方がいいと思うんで

すよね。何でかといつたら、留学生の中には、例えば東大の大学院に行つたり、本当に優秀で、勉強するつもりで来ている人もいる一方で、私の地元の平井という町は中国人の日本語学校が三校あ

るんですが、そこに来ている人たち全てとは言わ

ないですけれども、やはり、学校に行くということを口実にして、実は日本に稼ぎに来ている、そ

ういう割合が多いんじゃないかなと分析していく

のです。

恐らく、大学院とかに行つていても、やはりこ

ちらで生活するのは生活費がかかるからアルバイトしているという人もいるとは思いますが

も、それ以外の、短大とか、大学以外のところだとほとんどの人が働いていますなどということになつたら、では本来の目的はどうぢなんですかと

ことになるので、そういう実態はきちんと調べていただきたいと思います。

その上で、次のページを見ていただきたいんで

すけれども、技能実習生の、終わった後の、帰国技能実習生フォローアップ調査という調査の中から抜粋させていただきますが、「来日の目的」というところを見てください。「技術の修得」「日本語の習得」「お金を稼ぐ」「日本での生活を経験」とありますけれども、一番多いのは「お金を稼ぐ」なんですよ。つまり、実習生の意識からすると、やはりお金を稼ぎに来ているということがあります。

そこで、実習生を受け入れていて実施機関の意

大臣、今の技能実習制度はこういう労働力の不足を補うような実態になつてているという認識を持ちでしようか。いかがですか。

○岩城国務大臣 技能実習制度は、技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度であります。我が国の国際貢献において重要な役割を果たしているものであります。

ただ、残念ながら、一部で、この制度の趣旨で在留外国人の在留状況を把握する観点から、委員の御指摘も踏まえまして、今後、在留資格ごとに資格外活動許可の件数を集計することについて検討してまいりたいと考えております。

そこで、在留外国人の在留資格で在留している者で資格外活動許可を受けている者の割合に係る統計はございません。しかしながら、留学生の相当数が、現実にはアルバイトに従事しているものと考えられます。

そこで、在留外国人の在留状況を把握する観点から、委員の御指摘も踏まえまして、今後、在留資格ごとに資格外活動許可の件数を集計することについて検討してまいりたいと考えております。

そこで、まさに今回の法案によりまして、そのよう

に考えております。

○初鹿委員 一部じゃなくて、この来日目的を見ればわかりますけれども、お金を稼ぐために来たと言っている人が七四・二%だから、一部なのは、海外に技術を移転する、技能を修得させて国際貢献をするという方がごくごく一部であつて、ほとんどは、日本の国内の労働力の不足を解消するためこちら側はあつて、向こうから来る実習生は、日本でお金を稼ぎたいというので来ているんですよ。まずそういう認識をきちんと持つていただいた上でこの制度について考えていかないと、きちんととした適正化は図つていけない、そして実習生の人権を守るということはできないといふことをまず指摘させていただき、具体的な中身に入つていただきたいと思います。

この技能実習制度の問題は、まず、向こうの送り出し国に送り出し機関というのがあつて、そこ

で一つ機関がかみます。それで、こつちに来たら監理団体というものがあつて、そこでもう一つかんで、そして働く場所、実習をする場所に行く。三重構造になつていてるわけですね。そして、その

送り出し機関また監理団体のところで、搾取とは言わないでけれども、何らかのそういう金銭的なものがあつたりして、実際に実習生の手元に渡

る賃金が非常に低く抑えられている、場合によつては自由を制限されるようなことにもなつてゐる、それが強制労働だという指摘を受けているといふのが現状なんだと思います。

特に送り出し機関は、我が国の法律の規制がなかなか届かない相手国にあるわけですから、そこが不適正なことをしていても、こちら側でそれを是正するといふことがなかなか難しいわけありますね。

今回は、その送り出し機関の送り出し国との間で取り決めをするそういう仕立てになつてゐるんですが、この取り決めといふのは一体どういう性格のものなのをお伺いしたいと思います。これは条約なんですか。法的拘束力はどうありますか。

○宮川(学)政府参考人 お答えします。

先生御指摘の取り決めでございますが、取り決めは、不適正な送り出し機関を排除する等を通じて制度の適正化を図るためにものでございます。この取り決めを作成することによりまして、技能実習制度に関する送り出し国と我が国との間の共通の認識及び共通の意図について文書で明示的に一致するといふことがござります。加えて、不適正な送り出し機関の排除のためには、両国間の協議を通じてそういうことを確保してまいります。

以上にもかかわらず、万が一、送り出し国によつて認定された機関が不適正な送り出し機関であると将来的に考えられる場合におきましては、外交ルートを通じまして、我が国として相手国に對し照会をするとともに、必要な対応を求めていく所存でございます。

○初鹿委員 条約ではないといふことでいいんですね。条約ではない、この取り決めは、相手国に対して法的な拘束力を持たせるものではな

○宮川(学)政府参考人 先生御指摘のとおりでござります。

○初鹿委員 これだと、本当に実効性があるの

か、私は非常に心配なんですね。

もう一つお伺いします。

取り決めをすることになつていて、現状、法律ができたたら、ちゃんと相手の国と取り決めを交わしたことが受け入れをする要件になるんですか。法務大臣、これはいかがですか。

○田所大臣政務官 送り出し国との取り決めにつきましては、できるだけ速やかに順次交渉を開始したいと考えておりますけれども、まとまる時期

やその取り決めの内容は、相手国との交渉にかかわっている面もあります。

二国間取り決めの存在を当該国からの技能実習生受け入れの条件とした場合には、技能実習生の受け入れが全く行われない状況や、一部の国からしか技能実習生を受け入れられない状況が相当期間生じてしまうことがあります。そのよ

うな事態は、我が国で技能を学びたいと願つている各国の若者たちにとって不幸なことでありますし、取り決めができないことを理由として、一時

やったとしても、何か不適正なことがあつた送り出し機関にペナルティーが下るまで時間がかかるでしょう。そうなつたときに、その送り出し機関

からの受け入れを、相手国が何もペナルティーを与えない段階でとめることができると、場合によつてはその国からの受け入れ 자체をとめることができます。相手の国がきちんと対応してくれるかどうかがわからないということなわけですから、そこはきちんとこちらの側で、その国からは受け入れませんということをはつきりとできるようになります。

○田所大臣政務官 送り出し機関は、外国の機関であるために、不正が疑われたとしても、その事実を我が国の方へも得策ではないというふうに思つておられます。

○初鹿委員 おかしいと思いますよ。受け入れが滞るからと言いますけれども、取り決めをしないで、日本に来た実習生の人権侵害がそのまま放置をされている。こちらの方が問題なんぢやないですか。そういうことをそのまま放置するんぢやなくて、せつかく取り決めをするようにするんだつたら、取り決めをしたことを条件にするべきじゃないかと思うんですよ。まずそのことを一つ指摘させていただきます。

それでは、次に伺いますが、では、取り決めをやつて、不適正な送り出し機関だとわかつた。でもなかなかその送り出し国はそこにペナルティーをかけない。外交ルートを通じてと言つてます、それが実現するまでには時間がかかる

る。そういうたまに、その送り出し機関からの受け入れをとめることができるか、もしくは、そ

の送り出し国からの受け入れも私はとめるべきだと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○田所大臣政務官 送り出し機関が関与する技能実習計画の中でも個別に必要な証明を求めるこ

とまるまでの間も、監理団体の許可や技能実習計画の認定手続の中で個別に必要な証明を求めるこ

とによって、不適正な送り出し機関の関与を排除しながら技能実習生の受け入れを行いつつ、取り

決めのまとまつた国から順に、取り決めに基づいた受け入れをするという取り組みに移行してまいりたいというふうに考へているわけでございま

す。

○初鹿委員 私が質問したのは、この取り決めをやつたとしても、何か不適正なことがあつた送り出し機関にペナルティーが下るまで時間がかかる

でしょう。そうなつたときに、その送り出し機関からの受け入れを、相手国が何もペナルティーを

与えない段階でとめることができると、場合によつてはその国からの受け入れ 자체をとめること

ができるんですかということを聞いたんですよ。ちゃんと質問を聞いて答えてくださいよ。

○田所大臣政務官 送り出し機関は、外国の機関であるために、不正が疑われたとしても、その事実を我が国の方へも得策ではないというふうに思つておられます。

○初鹿委員 ここは徹底をしていただきたいと思

いますね。相手の国がきちんと対応してくれるか、そこはきちんとこちらの側で、その国からは受け

入れませんということをはつきりとできるようになります。

○初鹿委員 ここは徹底をしていただきたいと思

いますね。相手の国がきちんと対応してくれるか、そこはきちんとこちらの側で、その国からは受け

入れませんということをはつきりとできるようになります。

めましょう、そういうことができるんですかといふことを聞いています。

○田所大臣政務官 我が国が不適正な送り出し機

関に対する必要な調査や処分を強く求めていますが、当該送り出し機関が関与する技能実習計画を

は、当該送り出し機関が関与する技能実習計画を不認定とします。そして、当該送り出し機関からの受け入れを認めないとすることになるわけでございます。

なお、当該送り出し国政府の対応ぶりが著しく問題であれば、同国政府が認定している他の送り出し機関についても認定のあり方に疑義を生ぜざるを得ず、そうした場合には、同国の他の送り出

し機関についても、技能実習計画認定等の手続において逐一厳格な審査を行うなど、厳しく対応することにしたいというふうに考へているわけでござります。

なお、当該送り出し国政府の対応ぶりが著しく問題であれば、同国政府が認定している他の送り出

し機関についても、技能実習計画認定等の手続において逐一厳格な審査を行うなど、厳しく対応することにしたいというふうに考へているわけでござります。

○初鹿委員 ここは徹底をしていただきたいと思

いますね。相手の国がきちんと対応してくれるか、そこはきちんとこちらの側で、その国からは受け

入れませんということをはつきりとできるようになります。

○初鹿委員 ここは徹底をしていただきたいと思

いますね。相手の国がきちんと対応してくれるか、そこはきちんとこちらの側で、その国からは受け

入れませんということをはつきりとできるようになります。

○初鹿委員 ここは徹底をしていただきたいと思

いますね。相手の国がきちんと対応してくれるか、そこはきちんとこちらの側で、その国からは受け

入れませんということをはつきりとできるようになります。

○初鹿委員 ここは徹底をしていただきたいと思

しょうか。

○三ツ林大臣政務官 初鹿委員にお答えいたしました。

監理団体に対しましては、法案に基づきまして、定期的な事業報告の具体的な内容につきましては、法案成立後に主務省令とあわせて検討するごととなります。が、例えば御指摘の監理費や役員報酬などを含めた監理団体の財務状況については、適切な指導監督が行われるよう検討してまいります。

○初鹿委員 ここも結構重要なところだと思うので、かなり厳しくやつていただきたいと思います。では、ちょっと具体的な条文に入っていますが、大分時間が押してきたので、多少まとめていきます。

まず、四十六条ですけれども、実習監理を行う者が強制労働をしてはならない、そういう規定になつていていますが、実際に働くかしているというか実習を行つてるのは実習実施機関なるんですか。けれども、この実習実施機関が実習を行わせる者となつていいということは、これは労働基準法五条の使用者ということに対する対応できるから、そういうことでよろしいですか。

○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。その理解でよろしいと思います。

○初鹿委員 では、技能実習生に関して今まで労働基準法第五条が適用されたことはあるんでしようか。

○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。

○初鹿委員 平成二十六年に実習実施機関を労働基準法第五条、強制労働違反として送検した事例はありません。

○初鹿委員 ないわけですね。ないんですね。でも、海外からも、この技能実習制度は強制労働

の疑いがあるという指摘がされている。でも、法律で今まで一回も、摘発した、適用したことがない。つまり、今そのままだつたら実効性がないわけですよ。ここで適正化を図ると言つておるんだつたら、この法律できちんと実習実施機関に対して定期的に監理事業に関する事業報告書を主務大臣に提出させることとしております。許可を受けた後も、事業の実施状況を確認できるようにしてまいりたいと考えております。

監理団体に対する定期的な事業報告の具体的な内容についてましては、法案に基づきましては、法案成立後に主務省令とあわせて検討するごととなります。が、例えば御指摘の監理費や役員報酬などを含めた監理団体の財務状況については、適切な指導監督が行われるよう検討してまいります。

○初鹿委員 やはり送り出し機関に関しては、あくまでも向こうの国任せになつてしまつて、あそなうざるを得ない。やはりこの制度自体を見直さないといけないということを指摘させていただきました。

そして、加えて言えば、今問題となっているのは、送り出し機関の職員が日本に常駐をして実習生に圧力をかけている場合が多くあるわけです。そういうことがいろいろ報告をされております。

実習生にとってみると、監理団体や実習実施機関以上に送り出し機関というのは怖い存在なんだと思います。なぜならば、帰国した後もそちらの国にいるわけだから、向こうの国で、これから的人生、ずっとつき合うというか監視をされ続ける、かかり続けなければならない存在なのであるから、ここで送り出し機関が対象にならないということだと、本当の意味での強制労働を防ぐことにはつながらないと思います。

送り出し機関も本来なら対象にすべきだと思うんです。外国のことだからできないということなんですが、この送り出し機関に対し、強制労働をやつしている疑いがあつたときにはどういう対応をされるんですか。

○田所大臣政務官 御指摘のように、送り出し機関の職員が日本で活動する場合もあり得るわけであります。が、仮に、そうした送り出し機関の職員が日本国内で、例えば旅券を預かったり、私生活の自由を制限するなどの人権侵害行為を行つていて、それが判明した場合には、主務大臣や外国人技能実習機関、今般できるだけありますけれども、直ちにこれによって技能実習生の保護措置を命じるとともに、当該送り出し機関による人権侵害行為があつたこととの記録を残していく。そして、事後において、監理団体の許可や技能実習計画の認定手続の中で、当該送り出し機関の関与を

排除することとなるということです。

また、送り出し政府に対しても、こうした事実があつたことを通知し、不適正な送り出し機関として排除を求めていくことになつていくわけになります。

○初鹿委員 やはり送り出し機関に関しては、あくまでも向こうの国任せになつてしまつて、あそなうざるを得ない。やはりこの制度自体を見直さないといけないということを指摘させていただきました。

今、強制労働についての質問をしましたが、逆に今度は、実習生の意思に反して、実習生はまだこのまま実習したいという意思を持つていて、帰国させられる、そういう事例が幾つかあるんですね。

○初鹿委員 時間になつてしまつたので、もう少し突っ込みたいことがたくさんあつたんですが、これで終わらせていただきます。まだ質問したいこともありますので、ぜひ連合審査をもう何回かかるべきです。

○田所大臣政務官 いわゆる強制帰国が、実習実施者が技能実習生の意思に反して技能実習を打ち切り帰国させるということであれば、その対処策は以下のとおりであります。

実習実施者に対しましては、まず、技能実習計画の途中で技能実習を一方的に打ち切れば、技能実習計画に沿つて技能実習を行わせていないことを理由とする計画認定の取り消しが可能となります。認定を取り消されば、当該技能実習実施者は、以後五年間は新たな認定が受けられないとい

うことになつていくわけであります。

監理団体に対しては、いわゆる強制帰国に関与した場合に、技能実習計画に従つた実習監理を行なう義務に違反したことを理由に、監理事業の許可の取り消しが可能となるということです。

さらに、事前の予防措置といたしまして、帰国を迫られるなどした技能実習生からの相談に対応できる母国語相談窓口を外国人技能実習機構に整備する予定になつております。これらによつて防止をしていただきたいというふうに考えておるわけあります。

○初鹿委員 余り時間がないものですから、私も早速質問をさせていただきます。

○郡委員 おはようございます。民進党の郡和子です。

○渡辺委員長 次に、郡和子君。

○郡委員 おはようございます。民進党の郡和子です。

余り時間がないものですから、私も早速質問をさせていただきます。

法案では、技能実習三号の創設がうたわれていて、優良な監理団体及び実習実施機関、優良な技能実習生について、二年以内の実習期間の延長を認めるとあります。

山下委員の質問、そして御答弁もあつたわけですが、さらに確認をしたいと思いますし、提案をしたいと思います。認定を取り消されば、当該技能実習実施者は、延長期間を認める優良などという判断基準は、法案では高い水準等というふうにされておりますけ

れども、具体的な内容というの主務省令で定めるというふうになっているわけですね。優良の基準次第で単なる拡大策に落ちてしまおそれ、これは否定できないと思つております。したがつて、具体的にどのような基準を設けるのか、これを確認したいというふうに思つているわけです。

例えば、技能実習生については、技能実習三号への移行条件として、技能検定三級の合格を法文にきちんと明記することが必要ではないか。また、監理団体及び実習実施機関において、技能検定三級の合格率を定めた上で一定の労働条件の確保を条件とすることなど、可能な範囲で法文によつて方向づけをする必要があるんじゃないかといふうに思うわけです。いかがでしょうか。

〔渡辺委員長退席、葉梨委員長着席〕

○岩城国務大臣 優良性の判断の基準についてあります。技能実習機関については、実習実施機関には、技能等を修得させる能力につき高い水準を満たすかどうかを着眼点として定めます。監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすかどうかを着眼点として定めます。

その上で、基準の具体的な内容につきましては、技術的かつ細目的な事項にわたることが想定されますので、また施行後の運用状況等を見ながら基準を追加するなど、よりよいものに適切、機動的に改めていくことも考えられますことから、主務省令で定めることとしております。

このいわゆる優良性の基準の具体的な内容につきましては、法務省・厚生労働省合同有識者懇談会の報告書において、技能検定の合格率のほか、実習生に対する適切な相談体制または指導体制の整備、行方不明者が発生していないことなどの視点が提示されておりますので、こうした意見を踏まえながら定めていきたいと考えております。

次に、技能実習生についてでありますけれども、技能実習三号に進むことができる技能実習生の要件につきましては、技能実習二号の技能実習計画に記載した目標を達成している

ことが求められておりまして、これを受けて、主務省令の中で、技能実習一号の技能実習計画においては、技能検定三級またはこれに相当する技能にきちんと明記することが必要ではないか。また、監理団体及び実習実施機関において、技能検定三級の合格率を定めた上で一定の労働条件の確保を条件とすることなど、可能な範囲で法文によつて方向づけをする必要があるんじゃないかといふうに思うわけです。いかがでしょうか。

〔渡辺委員長退席、葉梨委員長着席〕

○岩城国務大臣 優良性の判断の基準についてあります。技能実習機関については、実習実施機関には、技能等を修得させる能力につき高い水準を満たすかどうかを着眼点として定めます。監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすかどうかを着眼点として定めます。

その上で、基準の具体的な内容につきましては、技術的かつ細目的な事項にわたることが想定されますので、また施行後の運用状況等を見ながら基準を追加するなど、よりよいものに適切、機動的に改めていくことも考えられますことから、主務省令で定めることとしております。

このいわゆる優良性の基準の具体的な内容につきましては、法務省・厚生労働省合同有識者懇談会の報告書において、技能検定の合格率のほか、実習生に対する適切な相談体制または指導体制の整備、行方不明者が発生していないことなどの視点が提示されておりますので、こうした意見を踏まえながら定めていきたいと考えております。

次に、技能実習生についてでありますけれども、技能実習三号に進むことができる技能実習生の要件につきましては、技能実習二号の技能実習計画に記載した目標を達成している

ことは、まだ明らかでないところがあるわけです。そこを、方向づけも必要なんだと思うんですね。それを法文の中にやはり盛り込んでおくべきだというふうに私は思っています。

次は、受け入れ人数の枠の拡大について伺います。

法案の第九条十一号において、これも主務省令で定めるというふうになつていてるわけですね。受け入れ人數枠、現在、常勤の職員数二十人に対して技能実習生一人を原則としながらも、特例枠が設けられていて、五十人以下の実習実施機関では、一律三人の受け入れが可能とされているわけです。これを、有識者懇談会の報告書では、優良な受け入れ機関では現行の二倍程度まで拡充するというふうにされています。

この結果、優良な実習実施機関では、期間の延長とそれから受け入れ枠の拡大の結果、例えば常勤職員十人未満のところでも、従来の三人掛ける三、つまり九人から、倍の六人、そして延長の五年ということで、六掛ける五、三十人の技能実習生を受け入れることが可能になるわけです。

これでは、とてもこの制度自体の目的が達成されると考えますが、いかがでしょうか。

○岩城国務大臣 技能実習生の受け入れ人數枠については、現行制度でも、單に常勤職員数の二分の一以内ということではなく、監理団体の法人形

態によって基準を書き分け、さらに漁業等の特例を定めるなど、かなり細かく場合分けをして法務省令で定めています。新しい制度でも、現行制度でのこうした取り扱いを踏まえ、受け入れ人数枠については、場合分けをしながら細かく定めることを想定しております。

さらに、介護の技能実習を認める際には、介護特有の受け入れ人数枠を定めるところであるなど、今後、職種によって柔軟に特例を設ける必要が生じることも想定されています。

このようになって受け入れ人數枠を定めることにつきましては、厚生労働省に置かれた職種の拡大について、厚生労働省に置かれた職種の議論を基本的に公開して透明性を確保すべきでありますし、また、送り出し国側では、かなり技術的、細目的な内容にわたるため、十分な指導体制の確保という観点から、適切と認められる数を、一定の場合分けもしながら主務省令で定めることとしております。

○岩城国務大臣 介護の受け入れ枠の拡大については後ほど議論させていただきたいというふうに思いますが、それでも、これはどういうふうに上限を設けるか、細かくやつていくんだということですけれども、実態が、実習生を労働力として求めたいといふふうに考えている企業もあるわけなんですよ。ですから、そのところのそこがやはり出てこざるを得ないんだと思うんです。そういうならないようになります。しかりとした対応をとつてもらわなきゃ困るというふうに思っています。

この結果、優良な実習実施機関では、期間の延長とそれから受け入れ枠の拡大の結果、例えば常勤職員十人未満のところでも、従来の三人掛ける三、つまり九人から、倍の六人、そして延長の五年ということで、六掛ける五、三十人の技能実習生を受け入れることが可能になるわけです。

これでは、とてもこの制度自体の目的が達成されると考えますが、いかがでしょうか。

○岩城国務大臣 技能実習生の受け入れ人數枠については、現行制度でも、單に常勤職員数の二分の一以内ということではなく、監理団体の法人形

うふうにされているわけです。

地域ごとの産業特性、地域限定、あるいは受け入れ企業特有の職種に基づくものということでは、やはり国際的な技能移転という制度目的との整合性がこれはもう失われているんじゃないだろうかというふうに指摘せざるを得ないんじゃないかなと思うわけです。

恣意的な職種の拡大を許さないためにも、対象となる職種の拡大については、厚生労働省に置かれた専門家会議の議論を基本的に公開して透明性を確保すべきでありますし、また、送り出し国側では、かなり技術的、細目的な内容にわたるため、十分な指導体制の確保という観点から、適切と認められる数を、一定の場合分けもしながら主務省令で定めることとしております。

さらに、この専門家会議には、既存の対象職種の検証、これも欠かせないというふうに思いますが、技能実習ニーズを確認する機能も持たせるべきであります。それが技能実習制度の基本方針に反映されるべきだというふうに考えますけれども、いががでしようか。

○塩崎国務大臣 先ほど来、技能実習制度の趣旨についても御議論がございましたが、今御指摘の技能実習の職種の追加に当たって、現行制度においても、厚生労働省に設けております専門家会議において、技能実習のニーズがあることを送り出し国の行政機関からの要望書によつて確認をするということがあります。

御指摘の地域ごとの産業特性を踏まえた職種、そして企業単独型において社内検定を活用する職種につきまして追加を検討する場合にも同様の扱いをすることとしておりまして、国際的な技能移転という制度本来の目的に沿つて追加の可否の判断がなされなければならないというふうに考えているところです。これまでの発想と考え方には変わらないということです。

それから、専門家会議の議事の公開の問題につきましてお話をいただきました。

厚生労働省の専門家会議におきまして、技能実習生が一年目修了時などに受検をする試験の採点

基準とか、あるいは合否の判定基準などを公表することは、なかなかこれは難しいところだござい

というふうに多くの皆さんたちが指摘している、  
そのとおりだというふうに私も思います。

こうした拡大策ですけれども、技能実習制度そのものの改善が明らかになつた後、初めてこれは議論していくべきものではないんでしょうか。私は、少なくともそういうふうに思つんです。

で、議事要旨については追って公開という形で、これまでも、そして今後も扱つてまいりたいと思つておりますし、透明性の確保は重要でありますので、努めてまいりたいというふうに思ひます。

また、この会議において、技能実習の一ニーズを送り出し国の行政機関からの要望書によって確認もしているところでございます。

では、送り出し国側の技能実習ニーズに疑惑がある場合には、やはり必要に応じて厚生労働省の専門家会議において議論をしていただくことにしたといと考へておるところでござります。

○都委員 利益にかかわること、それから、これは事前に漏れてしまつてはまずいなどいうふうな会議であれば、それは非公開でも構わないと思うんです。しかし、一律に非公開にしていつしまつては、議論の透明性がやはり確保できないと思うんです。これは、ぜひ傍聴も含めて検討していただけないかというふうに思います。

次に入らせていただきますが、今の、傍聴も含めてということについては、大臣、お答えいただけますか。

○塩崎國務大臣 御指摘は正面から受けとめたい  
と思います。

○郡委員 検討いたぐりようにお願ひをしたいと  
思います。

この制度の拡大策というのは、どうしても、こ  
れまでの議論を見ましても、また実態を見ても、  
技能実習制度を国内の労働力不足の対策とするも  
のであるということはやはり指摘をせざるを得な  
いんだと思うんですね。国際貢献という趣旨から  
著しくこれは外れていて、もうゆがめられている

い運用にするわけで、受け入れ機関による技能実習の適正な実施に向けた自発的な取り組みを促す

そういうものでござります。  
したがつて、今回の改正において、制度の適正化策と拡充策を同時に行なうことが私どもとしては適切ではないかというふうに考えておるところで

ござります。  
○郡委員 では、介護への拡大について伺わせて  
いただきたいと思うんです。  
昨年六月ですけれども、厚生労働省から発表さ

れました、二〇一五年問題ですね 介護人材に係る需給推計というのが出ました。必要とされる介護人材が三百五十三万人、これに対して、これからさまざまの施策によつて実際に供給できると見

り、三十七・七万人の人才が不足するというふうになつていたわけです。

これを受けて、こうした事態を背景にして、従来のE.P.Aでの受け入れに加えて、今回、入管法

の改正による在留資格の介護の新設ですか、それからまた、技能実習での介護職種の追加というのがなされる方向のようです。これはまさに介護の労働力不足ということを政府自身が認めているんだということだとと思うんですよ。

であるのに、昨年の二月、厚生労働省の外国人介護人材受入れの在り方にに関する検討会中間まとめ、これでは、「日本は他国と比較し、高齢化が急速に進展している、又日本も高齢者の増加率、一个

急速に進展しており、認知症高齢者の増加等、介護ニーズの高度化、多様化に対応している日本の介護技術を海外から取り入れようとする動きも出てきている。こうした介護技能を他国に移転するには、国際的に意義のあるものがあり、制度整備

旨にも適うものである」として、技能実習への拡大が具体化されようとしているわけです。人材不足を補う本質を厚化粧で隠しているというふうに言わざるを得ないんじゃないかと思ふんです。

まず、技能実習へ拡大する前に、現在取り組ま  
れているEPAに関する介護人材の育成事業に  
ついて、その検証が不可欠だと私は考えており

そこで、一国間の経済連携協定に基づき、イン

ドネシア、フィリピンそしてベトナムからも介護福祉士の候補者が入ってきております。EPAによる介護福祉士候補者は、在留資格の特定活動のもと、介護施設で働きながら受験勉強をして、原

則四年以内に國家試験に合格することが条件で、  
合格をすればそのまま日本で働くことが可能で、  
不合格なら帰国せられるんです。合格基準点の  
五割以上の得点をとつて、次の国家試験を受験し

たいという意思がありますと、一年間の滞在期間の延長が認められるというものなんですがれども、どのようにこれを総括し、実績を評価していくのか伺います。

○塙嶺国務大臣 先ほど申し上げましたように、介護人材については、あくまでもこれは日本国内の人材確保によって賄っていく、つまり、介護の基本は、日本人が日本人の介護を行なうということが原則でございますので、重ねてこの点について

は申し上げておきたいと思いますし、今の一億総活躍社会づくりの中での介護離職ゼロを目指してのさまざまな手だても、基本は、日本人の人材確保をいかに実現していくかということに対応しようととしているところでござります。

今、EPAによる介護人材の受け入れについての総括はどうなんだと思いますが、平成二十年度から、EPAに基づいて特例的にトトモードを運営してまいりました。

に外国人介護福祉士候補者の受け入れを開始して、現在、先ほどお話をあったインドネシア、フィリピン、ベトナムから介護福祉士候補者を受入れてまいっています。近年、その数は増加傾向ございまして、平成二十二年三月までの累積

平成二十七年度までの累積で二千六百名ということで、既に就労中の中で資格取得者が二百四十九名、帰られた中にも資格取得者がおられて、これは百三名おられます。これは昨年の十月現在でのデータでござります。

EPAによる介護福祉士候補者は、各受け入れ施設において就労しながら介護の経験を積んで、介護技能、技術を学ぶということで、三年間で国

家試験の受験資格を得て、四年目に受験をすることがとなつております。合格率は、平成二十三年と三七・九%であります。これが二十七年度には五〇・九%になりましたが、これまで上昇をしておりまして、その一つの要因として、漢字への試験の際の振り仮名の付記とか、国家試験上の配慮をさまざまやつてまいりました。それから、訪日前の日本語研修も拡充するという形でやつてまいりました。

また、試験に不合格であつたために帰国された方々、こういった方々については、再受験目的での来日が認められるということで、国内におられるときにもうまいかなくとも、また戻られて研

究を積んで、日本においていたい試験を受けるということが可能になつております。

者に対して、模擬試験とか通信添削指導の実施、あるいは学習相談窓口の設置などの、いわゆる再

チャレンジ支援というのを行つております。

さらに、平成二十五年の三月にまとめられた、EPAに基づく介護福祉士候補者受入れ施設の配置基準に関する調査・研究報告書によれば、約九割の施設において、候補者の事故、ヒヤリ・ハット事例、クレーム事例は発生していない、あるいは、介護サービスの質について、満足できる水準ではないと答えておられる利用者、御家族はわずか一%程度といふようなことで、現場の受けもまづまずではないかというふうに考へているわけでございまして、EPAに基づく介護福祉士候補者の円滑な受け入れにさらに努めてまいりたいと思つております。

○ 郡委員 長々御答弁いただきましたけれども、きょう、私、資料を配つています。「受入れ人数等の推移」ということで、当初、始まつたころはそれなりの人数だったけれども、中は落ち込みます。しかつて、これは補助金を投入しているからなんですね。かなりの額を投入しています。

きょうは資料としてお配りしておませんけれども、EPAには、外務省の予算それから経産省の

予算、厚生労働省の予算が投入をされております。

外務省の予算でいいますと、去年、平成二十七

年はおよそ二十億、看護師のものも含めています。

けれども、二十八年はやはり二十億であります。

それから、経済産業省ですけれども、二十七

年は十四億、そして、ことしは十五億の予算。

そして、厚生労働省ですけれども、これは介護

士だけを見てみると、学習支援事業に二十七年

は一億、そして二十八年は九千万であります。

候補者受け入れ施設の学習支援事業といふのにこ

の間幾ら投入しているんですか。二十六年度で百

九十億、二十七年で二百八十三億、そして二十八

年では二百九十億なんですよ。

これだけ膨大な予算をつぎ込みながら、どの程

度の評価がなされているのかというの私はほと

ても疑問だというふうに思つております。

介護福祉士の取得による、それこそ、その後

ずっと日本で働くかといえば、そうとも限らない

い。帰つてしまふ人たちも多い。その帰つた人た

ちの追跡調査といふのは行つてゐるんですか。

これも検証には重要なビースだというふうに思つ

んですね。

ところが、そのことを問わせていただきました

けれども、追跡調査は行つてないということな

んですね。私はとても問題だというふうに思いま

す。

それから、現在、多くの永住資格者がもう既に

介護職として従事をしております。一九八〇年代

以降に在留資格「興行」などで来日するなどして、

その後、日本人男性と結婚して定住した女性たち

が、長期に働く、人の役に立つ仕事をとしてへ

ルパー二級養成講座を修了した在日フィリピン

人、二〇〇八年時点で既に二千人を超えたという

ふうに推計されていることを大学の研究者らが共

同でまとめています。

この報告書、大変興味深いんですけど、先

陣を切つて参入した在日フィリピン人がどんな思

いを抱えていました。

そこで、この手数料についてお尋ねがござ

ります。

現場で外国人を単なる労働力としてではなく人的

資源として活用するためには、言語的な支援に加

えて、労働条件の改善が重要な指標だというふう

にあります。

きょう資料を幾つかつけましたけれども、介護

報酬をこれまでにないほど引き下げて、そして介

護従事者の処遇改善加算をしたというふうに言つ

ても、これは全くつけ焼き刃です。それこそ、本

当に問題だ、この根本的なところを改善しないま

まに外国人の労働者をさらに拡充していくと

ことについては私は問題だということを指摘させ

ていただき、先ほど初鹿さんもありましたけれど

も、まだまだ課題は山積しております。丁寧な議

論、さらなる連合審査を求めて、私の質問を終え

ます。

○ 葉梨委員長 以上で郡和子君の質疑は終了いた

しました。

次に、岡本充功君。

○ 岡本(充)委員 民進党の岡本です。

本日は、法務厚生労働連合審査会

で、質問の機会をいただきました。

今回、議論の論点になつてゐる外国人の技能実

習、それからいわゆる介護という在留資格をつ

くついくことについて、さまざま問題があ

ると思つていています。

冒頭、まずお伺いしたいのは、今度の法改正で

新たにできる、外国人技能実習機構設置

といふこと

が議論になつてますが、二百五十人ぐらいの

職員が地方事務所、本部に八十人、これで監理

団体二千団体、年一回検査、実習実施機関三万機

関を三年間で全数網羅する、こういうふうにさ

れている案でありますが、交付金が年間十七億円と

いうことでありますけれども、全体の予算規模は

どのくらいになるのか。法外な手数料を取るので

はないかなという懸念もあるわけですが、

どのくらいの手数料を想定しているのか、お答え

をいただきたいと思います。

○ 塩崎国務大臣 手数料についてのお尋ねがござ

るのか、それを示してゐるんですね。今後、介護現場で外国人を単なる労働力としてではなく人的資源として活用するためには、言語的な支援に加えて、労働条件の改善が重要な指標だというふうにあります。

いましたが、不適切な送り出し機関を排除するためには……(岡本)充委員「答弁違います」と呼ぶ)違います。申請者は機構に手数料を納付することとされ、新たにできる機構の手数料についてお尋ねがございましたけれども、今回の法案で御審議をいたしました。だいている中で、技能実習計画の認定などについて、申請者は機構に手数料を納付することとされ、新たにできる機構の手数料についてお尋ねがございましたけれども、その具体的な金額につきましては、法案成立後の主務省の省令を前提とした審査の要件とか事務の詳細の確定と同時に決定をすれば、必要な利益を生じるのではないかといった懸念が生じないように、これは適切に取り組んでいかなければならぬというふうに考へておられます。

しかし、国としても、機構の毎年度の予算に対して、主務大臣たる法務大臣と厚生労働大臣の認可等の手続を通じて、御指摘のような、機構が交付金とそれから手数料、これを二重に徴収して不当な利益を生じるのではないかといった懸念が生じないように、これは適切に取り組んでいかなければならぬというふうに考へておられます。

○ 岡本(充)委員 年金機構のときもあつたんですけれども、保険料で例え黒塗りの自動車を買つとか、どこまでパソコンを買うのか、批判があつたことがありましたね、大臣。

私は、そういう手数料である意味じやぶんじやぶんとお金が使える環境ができるというのにはますいと

いう話でありまして、事務費の中でどこまで手数料で見るのか、もしくは交付金で見るのか、そこをどのくらいシエーブアップするのか、はつきり言つていただきたい。それは通告しています。

○ 塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、今後まだ詰めなければならないわけではありませんけれども、一つは、例えば実地検査などの主要業務、こ

れはやはり国費で措置をしなければならない本業といふかメーンの仕事でありますから、これは原

則交付金でいくということ。それから、認定、許可の審査などは、やはりこれは実費を勘案して手数料を設定するという考え方かなというふうに考

えておりまして、このような大きなデマケを考えながら、さらに詳細を詰めていただきたいというふうに考えているところがございます。

○岡本(充)委員 時間がないですから、大臣、これは本当に、私は指摘しましたからね。同じような批判を浴びることがないよう、予算の費目をしっかりと見ないと、同じ批判になりますよ。手数料でじやぶじやぶ使っているという話になるのはまずい、それを御指摘しておきたいと思います。

続いて、今回、管理監督体制に係る件について少し確認をしたいと思います。不法残留とか不法就労、失踪等に対する取り締まり、こうしたものが今回の法改正でどのように強化されるのか、これについてお答えいただけますか。

○井上政府参考人 お答えいたします。不法残留でありますとか失踪、不法就労等に対する取り締まり対策の、まず現状でございます。

入国管理局では、平成二十六年三月以降、失踪した技能実習生に関する情報や監理団体の受け入れ体制等につきまして監理団体等から聴取したり、また、退去強制容疑者として退去強制手続を開始した場合には、技能実習生本人から失踪に至る経緯を聴取るなどしております。その結果、実習先を無断で去る技能実習生は、技能実習を、技能等を修得して母国に持ち帰る機会というよりも出稼ぎ労働の機会として捉え、より賃金の高い不法就労先を求めて失踪する場合が多いと、これが明らかになつております。

これらの者の摘発につきましては、一般人や関係機関から寄せられる情報提供等を活用し、不法残留となつた技能実習生を発見した場合、技能実習生を失踪して他の稼働先で働いていることが判明した場合など、関係機関とも協力の上、摘発をして、退去強制手続をとるなどしておるところでござります。

課題でござります。

技能実習生の失踪を防ぐためには、制度の趣旨を理解し、真に技能等の修得に努めようとする技

能実習生のみを受け入れることが最も重要であると考えております。

そのためには、まずもつて受け入れの適正化、ここ的基本盤を整備するというのを、この法案でいろいろメニューをつくってございますが、それが一つございます。もう一方で、送り出し国と連携した技能実習生への啓発、制度の趣旨をよく理解してもらうということも不可欠だと認識しております。またそのほか、摘発をさらに強化していくこと、不法就労者を雇用する事業者やあっせんするプローカーなどにつきましても、関係機関との連携を強化した上で厳正に対処していくことも重要である、そのようなことも進めてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 局長、それは今やつてることですね。この法律ができたら何が強化されるのか、そこを一点、そこだけいいです、もう一回答えてください。

○井上政府参考人 二つほど指摘させていただきます。

一つは、まず、海外の送り出し機関との関係で、送り出し国政府と協定を結ぶことにより、送り出し国政府の力を使って、送り出し機関を通じた技能実習生の選抜について、そこで制度の趣旨をよく理解したものにきれいに集約していくといふ、そこが一つ向上することを期待しております。

もう一つは、技能実習機構が今度できまして、そこがいろいろ検査とかをする過程におきまして、不適正な取り扱いがはつきりしてまいりますので、そのようなことから、そこを端緒にして不適正な事案を撲滅することによって、いわば不当な侵害を受けたことによって失踪していく、そのような技能実習生を減らしていくことができる、そう考えております。

○岡本(充)委員 一点確認したいです。

現在時点で、内部通報もしくは垂れ込みがないに在をしている方々の現状を調べに行つたことはあるかわらず、入国管理局が技能実習の要件で滞

るんですか、おのずから出向いていつて。○井上政府参考人 お尋ねの趣旨はパトロールのような感じでございましょうか。だいたしますと、基本的には行つていないとこでございま

す。

○岡本(充)委員 これまで行つていなんですよ

ね。

だから、大きく違うのは、これまでやらなかつたことをやる、機関をつくつて、情報がなくても、先ほど私が言つたように、三年間で実習実施機関を全部見に行こう、これが変わる、こういうことなんでしょう。そういうふうに答えないといけないんじゃないですか。これまで調べてこなかつた。

技能実習に係る不正行為に対する取り締まり、対策をとられるということですが、いわゆるこれが見つかつたらもう一発アウト、その機関は即実習実施機関として不適正という判断になる、この一発アウトは何なんでしょうか。

○井上政府参考人 もちろん個別具体的なケース

によつて情状のよしあしといふのはござりますが、一般的に申し上げますと、例えば新制度においては、暴行とか不当な手段によつて技能実習生の意思に反して技能実習を強制する場合でありますとか、意に反した旅券や在留カードの保管、取り上げ、それから、いろいろな不利益を示した一発アウトは何なんでしょうか。

○井上政府参考人 もちろん個別具体的なケースによつて情状のよしあしといふのはござりますが、一般的に申し上げますと、例えば新制度においては、暴行とか不当な手段によつて技能実習生の意思に反して技能実習を強制する場合でありますとか、意に反した旅券や在留カードの保管、取り上げ、それから、いろいろな不利益を示した上での通信、面談、外出の禁止を告知した場合など、禁止規定や罰則を整備した部分がございま

す。これらに当たる行為につきましては、基本的に物すごく犯情が悪いということがありますので、もちろん個々の案件によりますけれども、一回で許可の取り消し、認定の取り消しに達する可能性は高い類型かなと。

あと、現状、不正行為で一番多いのが、賃金の不払い、割り増し賃金不払いございますが、その金額等も勘案いたしますが、これらにつきましても、対応が悪質であるときには取り消しの対象

を取つてゐるものも一発アウト、同じ賃金の不払いに類似する行為というふうに考えられるということでおろしいですか。

○井上政府参考人 具体的には個々の案件を通じて判断いたしますが、その不当な費用等の徴収が実質的に賃金を下げている、極端に下げている場合にはなり得るだろうと考えます。

○岡本(充)委員 ゼひしっかり見もらいたいと思ひますね。

その上で、本来の趣旨に合致しているのかといふことで確認をしたいんですけど、技術移転が本当にできているのか、帰国後、フォローアップはどうなのか、皆さんのお手元に配りました。残念ながら二〇〇八年約二〇%だった調査の回答率、これがもう一割を切つているという状況です。これでいいとはとても思えない。

本当に技術移転が進んでいるのか、技能実習生のプラスになつたのかということを確認する意味でも、そもそも一ヶ月後のフォローアップだけではなくて、一年後どうなつているのかも見るべきだと思いますし、この有効回答数もふやすべきだと思いますが、これについて厚生労働省はどのような対応をとられるんでしょうか。

○塙崎國務大臣 今、フォローアップ調査についての回収率のお話をいただきましたけれども、これは、回収率を高めるというのは本当に大事でありまして、これまでの運用について本来の趣旨を徹底できていない、ということの一つの例かなといふふうに思います。

本法案によつて新たに設置をします外国人技能実習機構が、監理団体や実習実施者に対して、帰国する実習生への調査票の配付や調査への理解、協力を求めるよう指導するということがまず第一点。同時に、送り出し国との二国間取り決めを今回新たに導入するわけでありますので、送り出し国政府から帰国後の実習生に回答か返信を強く働きかけてもらいます。

これらによつて、法案の成立後、二国間取り決

関への周知、指導に要する期間も考慮して、当該取り決めの発効の翌年度から、帰国をする実習生を対象にフォローアップ調査の回答割合を、できる限り回収率が高くなるように取り組んでまいりたいと思つております。

今、回数等々、いろいろ御提案をいただきましてたけれども、それらも含めて、今後、改善方を検討してまいりたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 できるだけ高じやだめです。ちゃんと目標値が決まっているでしょ。目標は幾つなんですか。数値が書いていませんか、その答弁書に。

○宮川(晃)政府参考人 現状の取り扱いです。で、私が説明させていただきます。

二〇〇%となつております。

○岡本(充)委員 書いているはずですよ、大臣。局長に答えられているようじや、大臣、残念ですが、それは本当に二〇〇%でも低いですよ。たゞ、その二〇すら言えないという大臣は本当に情けないと思いますよ。(塩崎国務大臣「違う、違う」と呼ぶ)いや、私は本当にそう思いますよ。いて大臣が持つていらないなんておかしいじゃないですか。

それは、やはり大臣、ちゃんと理解してくださいよ。これは本当に二〇〇%でも低いですよ。ただ、その二〇すら言えないという大臣は本当に情けないと思いますよ。(塩崎国務大臣「違う、違う」と呼ぶ)いや、私は本当にそう思いますよ。その上で、二〇〇%にするために、大臣、もう一つ提案です。

二国間協議の中で、ぜひ送り出し機関に対して、やはりきつと回答する現地での状況を調べて報告してもらうような要請をし、それが十分できていないような送り出し機関、送り出しおしみたいなところ、こういったところはやはりそうした機関から外れていつてもらおう、こういうことも二国間協議の中で盛り込むべきだと考えますが、いかがですか。

○塩崎国務大臣 いや、二〇〇%はわかつていましましたが、私は二〇〇%では全然低いと思ったので、とりあえず答えてみたのであって、もともと私

は全然二〇〇%じゃ足りないということを申し上げておるわけであります。

今、言うことを聞かないところはどうするんだ、こういうこととでござりますけれども、それは、二国間取り決めで送り出し国政府の実習生に回答、返信をしっかりとやつてもらうよう働きかけを、こちらからももちろんするわけござりますけれども、これが一定割合をどうしても下回つてることで直ちに送り出し機関を排除するといったことは、少し極端かなというふうに思います。

しかし、回収率については、御指摘の二〇〇%と同様の水準にとどまらないで、それをさらに上回つて高めてもらえるような形で、送り出し国政府に実効ある取り組みを我が国の政府として求めいかなければならぬというふうに考えていいところでござります。

○岡本(充)委員 大臣、そうおっしゃるなら、二〇〇%は低過ぎるぞということをお答えください。

○塩崎国務大臣 それは、数字はともかく、二〇〇%は低過ぎるぞということを言つておるわけであります。

○岡本(充)委員 いや、大臣、情けないです。だって、そう言われるんだたら、いや、私はこれをお目標にします。そこでやはり、二〇〇%は、確かに役所として事務方はそう言つけれども、私は例えば三〇〇を目指すんだ、二五を目指すんだ、少なくともこのぐらいは目指すんだと言つてほしいですね、そうおつしやられるなら。具体的に聞くと、どうしてそこまでやつしやられるのかなと、それが国として、相手国に対し照会するとともに、必要な対応を求めていくことを考えております。

○岡本(充)委員 その必要な対応はそこで初めて言つておるわけですね。やはり向こうとの信頼関係もあります。あらかじめ二国間協議でこういう場合には退場などということを盛り込んでおけば、それはどちらとしても言いやすいわけですよ。二国間協議のときにそれを定めておかずに、後になつてから、この機関についてはおかしいんじゃないけど私は思つちやうわけですね。本当に残念ですよ。その上で、今の、送り出し機関をきちんと管理をするということ。たとえ二〇〇%だとしても、今現状、全然返つてきていない送り出し機関もあるようじやないですか。そんなところがあるんだとすれば、これはやはり退場いたくのが筋じやないんですか。ひとつともフォローアップもしない送り

出し機関で本当にいいんですか。

そしてまた、送り出し機関が多額の保証金やさまざまなお金を現地で取つておる、いろいろな意味での理不尽な約束をさせている。先ほども初鹿委員が指摘をされたようですねけれども、こうしたことがあつた場合に、やはり退場いたくということをしっかりと二国間協議で取り決めておく。我が国の主権国家としての私は権利だと思いますよ。きちんとそれを結ぶべきだと思いますけれども、どうですか。

○岩城国務大臣 送り出し機関の中には、保証金の徴収など不適正な行為をする機関など、問題のあるものがあります。こうした不適切な送り出し機関の関与は技能実習生の人権侵害や失踪などにも結びつくものでありますことから、しっかりと適正化を図つていく必要があるものと考えております。

そこで、技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書にもありますとおり、送り出し国との間で取り決めを結び、送り出し国政府の協力を得て、送り出し機関の適正化を図つていただきたいと考えております。仮に、送り出し国によって認定された機関が不適正な送り出し機関であると考えられる場合には、我が国として、相手国に対し照会するとともに、必要な対応を求めていくことを考えております。

○岡本(充)委員 その必要な対応はそこで初めて言つておるわけですね。やはり向こうとの信頼関係もあります。あらかじめ二国間協議でこういう場合には退場などということを盛り込んでおけば、それはどちらとしても言いやすいわけですよ。二国間協議のときにそれを定めておかずに、後になつてから、この機関についてはおかしいんじゃないけど私は思つちやうわけですね。本当に残念ですよ。その上で、今の、送り出し機関をきちんと管理をするということ。たとえ二〇〇%だとしても、今現状、全然返つてきていない送り出し機関もあるようじやないですか。そんなところがあるんだとすれば、これはやはり退場いたくのが筋じやないんですか。ひとつともフォローアップもしない送り

協議で取り決める方向で努力をする、せめてそのぐらいはお答えいただけませんか。

○岩城国務大臣 岩本委員の御指摘等も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 ゼひ、そこは外交交渉ですか、最初にきちんとと言つておかずして、後から言つたのでは、なかなか、それは二国間協議がもめますから、そのところの取り扱いをお願いしたいと思います。

統一して、法務省にお伺いする話ですが、私のお配りしたペーパーの裏面です。

長く日本にいらつしやると、永住権、永住資格が発生することがあります。外国人の高度人材ボイント制度 私は、高度人材ボイント制度は大変緩いボイント制度だと思ってます。これが本当に高度人材と言えるのかということは懸念をしておりますけれども、現状の制度で、これから先、永住権の申請、許可が三年になる、こういう報道もありますけれども、大臣、よもや三年にするといふことを法務省として考えているわけではないのですよね。

○岩城国務大臣 法務省いたしましては、我が国の経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくことが必要であると考えております。しかし、とりわけ高度な専門的能力を有する外国人の受け入れを促進することは極めて重要であると認識しております。

ただいま委員から御指摘の点につきましては、現在事務レベルで検討を進めており、高度専門職に認定された者の永住許可に係る在留実績要件を一定の要件のもとで短縮することを検討しているところであります。

この件につきましては、委員御指摘のような観点を含めまして、多様な御意見があると承知しておりますので、法務省いたしましては、さまざまなる観点から、関係省庁と丁寧に検討を行つてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 そのときに、大臣、ここに書い

どういうときに永住資格がなくなるのか。

大臣、どういうときに日本はなくなりますか。

○井上政府参考人 永住権を喪失する場合でございますが、典型的には、再入国許可の有効期間内に本邦に再入国してこない場合などがござります。もう一つは、一定の退去強制事由に当たつて退去強制手続がとられる場合、この辺が代表的な場合でございます。

○岡本(充)委員 再入国許可は何年以内にとればいいですか。

○井上政府参考人 五年以内でございます。

○岡本(充)委員 特別な事由があれば六年でいいですね。これは、六年に一回、日本に一日でも滞在していれば、再入国許可、その日からまた六年延長できますね。

○井上政府参考人 原則的には五年ということになりますけれども、許可の時点で要件を満たしておればできるということになります。

○岡本(充)委員 つまり、大臣、原則五年、何か特別な事由があれば六年の間に一日でも日本に来れば、永住権は、日本は更新し続けることができるんです。納税の要件もありません。

世界各国を見ると、ここに書いてあるとおり、こんな緩い永住権の更新手続を認めている国はないんです。実際に住んでいることを求めているんです。検討されているこの案は、私は、この國のあり方に大きな問題を引き起こすんじゃないかなという懸念があるんです。

短縮をする、永住権をプレゼントするまでの期間を短くするんだ、三年住んでいたら日本の永住権を差し上げます、これだけではなくて、やはりどういうときに日本の永住権をなくすのか、もう少ししかり、住んでいる、もしくは納税をしている、こういう要件を課すべきだと考えますが、大臣、この点も検討していただけませんか。

○岩城国務大臣 ただいま局長から説明させまし

たとおり、在留資格を失う、そのことについては説明のあつたとおりであります。

そこで、この永住制度でありますけれども、現在のところ、このような現行法の取り扱いにより大きな問題が生じているとは考えておらず、永住者の在留資格を維持するために新たな要件を設けるといった予定は考えておりません。

○岡本(充)委員 いや、これは短縮するんです。かなり短い日本の在留で永住権を与える、そして、実際に住んでいるか住んでいないかにかわらず更新ができる、こんな緩い制度で本当にいいんですか。

○井上政府参考人 五年以内でございます。

○岡本(充)委員 特別な事由があれば六年でいいですね。これは、六年に一回、日本に一日でも滞在していれば、再入国許可、その日からまた六年延長できますね。

○井上政府参考人 原則的には五年ということになりますけれども、許可の時点で要件を満たしておればできるということになります。

○岡本(充)委員 つまり、大臣、原則五年、何か特別な事由があれば六年の間に一日でも日本に来れば、永住権は、日本は更新し続けることができるんです。納税の要件もありません。

世界各国を見ると、ここに書いてあるとおり、こんな緩い永住権の更新手続を認めている国はないんです。実際に住んでいることを求めているんです。検討されているこの案は、私は、この國のあり方に大きな問題を引き起こすんじゃないかなといふ懸念があるんです。

短縮をする、永住権をプレゼントするまでの期間を短くするんだ、三年住んでいたら日本の永住権を差し上げます、これだけではなくて、やはりどういうときに日本の永住権をなくすのか、もう少ししかり、住んでいる、もしくは納税をしている、こういう要件を課すべきだと考えますが、大臣、この点も検討していただけませんか。

○岩城国務大臣 ただいま局長から説明させまし

もある。優良な監理団体には、実習期間の延長や受け入れ枠の拡大、対象職種の拡大を図るというものです。そして、その中で初めて、対人サービス、介護を加えることが検討されてきたと思いま

す。既にE.P.Aによりインドネシア、フィリピン、ベトナムから順次受け入れてきた外国人介護労働者、そして二つ目には、今回拡大する、留学生が養成施設で資格を取った場合に与えられる在留資格「介護」、三つ目に外国人技能実習生、三つのカテゴリーアリであるわけですが、それぞれ最大でどのくらいを受け入れる考え方のかということを聞きたい。

○岩城国務大臣 先ほどもお答えいたしましたとおり、さまざまなお観点から関係省庁と検討を行つてまいりたいと存じておりますが、その中で、今委員から御指摘のあつたこと、そういったことも踏まえて総合的な検討をしていきたいと考えております。

○岡本(充)委員 ゼひそれはお願いします。

我が国において外国人が日本人の雇用や日本人の暮らしを圧迫していくことになる、これらは本当に大きな問題になると思います。ゼひ丁寧な検討をお願いして、私の質問を終わります。

○葉梨委員長 以上で岡本充功君の質疑は終りました。

次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党的高橋千鶴子です。

本日は、外国人技能実習生、入管法に関し、介護分野を中心に伺いたいと思います。

我が国は、何でこんなに緩いのか。この緩い永住権をさらに簡単にプレゼントする今回の自民党さんで検討されているこの案は、私は、この國のあり方に大きな問題を引き起こすんじゃないかなといふ懸念があるんです。

今回の法改正は、規制強化とあわせて、緩和で

は決してございません。

したがつて、これらの制度に基づいてどの程度の外国人介護人材を受け入れるという目安を持つていいわけではないわけであります。二〇二五年に向けた一億総活躍の緊急対策で示された国内の人材確保対策を充実強化していくことによつて対応するというのが大原則であることを繰り返し申し上げておきたいと思います。

○高橋(千)委員 聞いていることは、別なことを聞いています。

基的には介護人材の対象としないんだけどおつしゃつた。だから幾つかわからないという話ではないんです。つまり、上限はきちんと設けるべきではないか、外国人介護人材を受け入れる場合に、最大でどのくらい受け入れる考え方のかといふことです。

○塙崎国務大臣 まず第一に、先ほども繰り返し申し上げておりますけれども、介護人材の確保はあくまでも国内の人材確保対策が基本であります。そのため充実強化を、今、安倍内閣としてもあらゆる施策を総動員して総合的、計画的に取り運んでいるところでございます。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

今議員から、外国人技能実習生、E.P.A、そして在留資格「介護」で、上限という形でどうかどんくらい設けるということで考えていくのかと、いうことでございますが、そういう数字を私ども検討しているものではございません。

現実問題として、既に介護福祉士の養成施設の中では外国人の留学生の方が最近でも六十名ほどおられることはわかつておりますので、もし仮に在留資格「介護」ということが生まれれば、その後、資格が取得できるということで入国される方はよりふえるだろうということは見込むわけでございますが、それは受け入れ施設の体制もございま

すし、また、入国に当たつては、N-2という日本語要件、非常に高いものがございますので、その資格を満たす方がどのぐらいいるか、あるいはそ

れを目指してどのように頑張るか、いろいろ流動的な要素がございますので、そういうことも踏まえた場合に、目安とか上限とか、そういうものを示すということはなかなか難しいのではないかと思つております。

それからもう一つ、二十五万人の不足について基本として日本人で対応するということについての確認がございましたが、先ほど大臣から御答弁申し上げたとおり、やはり基本は日本人で対応する、離職の防止、それから参入の促進といったことを踏まえながら対応していくことについてござります。

○高橋(千)委員 ここははつきりさせておきたいと思うんですね、二十五万人は日本人であると。

その上で、検討していよいよというのではなくてだと思うんですよ。上限をきちんと、全体でどのくらいになるのか、あるいは、なるのかという

よりも、抑えるべきだと、そういう思想がなぜないのかということを主張しているんです。

大臣、私の趣旨はわかつたでしようか。少し検討していただけますか。

○塙崎国務大臣 制度の趣旨からいえば、これは技能移転でありますから、日本の介護技能、技術を移転してほしいという要望は、私どもの中でもいろいろと諸外国から要望があるわけございまして、その上限を設けるという発想は持ち合わせていないということであって、技能の移転についての協力を求めるということであれば、できる範囲内ではそれにお応えをしていくということではないかなというふうに思います。

○高橋(千)委員 あくまで上限を設けないといふ、この答えも非常に重大だと思いますね。

EPAだって、一応各国三百人という上限があり、かつ、それに達してはいないわけですよね、現実に。それから、養成施設の場合は、検討会の中でアンケート調査をやって、百八十二校、定員の一〇%としたら九百人までは受け入れる見通しがありますよという答弁がございました。やはりそういう見通しを持つて、幾らでもいいんだと

いう発想ではないというふうな立場に立たなきやいけないと思うんです。

こればかりやつていると進まないので、少し、なぜそういう議論をしているのかという意味を込めて質問を続けていきたいと思うんですが、次は

岩城法務大臣伺います。

第六次出入国管理政策懇談会報告書では、介護の現状についてこういうふうな指摘をしております。

○岩城法務大臣 介護職員の離職率が他の産業より高い、それから、平均賃金が少ない、これは十万円以上も少

ないわけですよ。そういうことを並べながら、なぜそこが言われていています。

「介護人材の確保に関しては、構造的・根本的な問題が存在している」と指摘し、「これらの問題の改善・解決に向けた取組がより一層進められることが必要」とあるわけです。

私は、これだけの事態をやはり解決しなくちゃいけないし、この現場に外国人介護実習生を受け入れるということは、同等の賃金保障だと、経験ある指導人材を確保しなきゃいけないと

か、むしろ問題が大変なことになってしまふと思うんですね。

どういう趣旨でこれを書いているのか。つまり、問題はあるけれども、とりあえず受け入れは

やるべきだと思っているのか、やはり問題の解決が先だと思っているのか、その趣旨を伺いたいと

思います。

○岩城国務大臣 現在御審議いただいております技能実習法案により、技能実習制度の趣旨、目的に沿った技能等の修得、移転が確保され、かつ、技能実習生の人の権確保が図られるなど、制度の適正化が図られます。

○高橋(千)委員 早急に解決すべきだという答弁がまず最初にありました。

構造的な問題である、これはみんなが認識しているんですね。この間、この問題は、我々、介護人材確保の法案まで出しているわけですから、みんなが認識している。それで、イメージが悪いから、低下しちゃダメよって、そういう抽象的な議論ではだめなんです。抽象的な理想だけで言ってはだめなんだ。だから、そういう点で、問題意識を持っているのであれば、やはりその解決がまず先なんだという立場に立つべきではないか、このように思つております。ちょっと私の問い合わせを聞いたみたいに思つてそういうふうなお答えだったと思いますが、留学生のことも含めて伺いましたので、まずそこが先決ではないかと思います。

具体的なことでちょっと聞いていきますが、厚労省に伺います。

介護技能実習生については、受け入れ人数の上

です。

では、厚生労働省において開催されました検討会において、介護職に対するイメージの低下、日本人介護従事者の待遇向上への影響、介護サービスの質の低下や利用者の不安といった懸念が示されおり、こうした懸念の解消策が必要と考えております。

技能実習への介護職種の追加につきましては、技能実習法案に基づく制度の詳細が確定した段階で、介護固有の要件等とあわせて、さまざま懸念に対応できることを確認し、その上で、厚生労働省において新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加が行われる予定であると考えております。

現在御審議いただいております技能実習法案により、技能実習制度の趣旨、目的に沿った技能等の修得、移転が確保され、かつ、技能実習生の人の権確保が図られるなど、制度の適正化が図られます。

○高橋(千)委員 早急に解決すべきだという答弁がまず最初にありました。

構造的な問題である、これはみんなが認識しているんですね。この間、この問題は、我々、介護人材確保の法案まで出しているわけですから、みんなが認識している。それで、イメージが悪いから、低下しちゃダメよって、そういう抽象的な議論ではだめなんです。抽象的な理想だけで言ってはだめなんだ。だから、そういう点で、問題意識を持つていて、それが問題を解決するためには、まずは先なんだという立場に立つべきではないか、このように思つております。ちょっと私の問い合わせを聞いたみたいに思つてそういうふうなお答えだったと思いますが、留学生のことも含めて伺いましたので、まずそこが先決ではないかと思います。

このため、技能実習制度における介護職種の追加につきましては、産業競争力の強化に関する実行計画に基づきまして、具体的な制度設計、例えば、介護サービスの質を担保し、利用者の方々の不安を招かないようにするということが重要であると考えております。

○三浦政府参考人 配置基準などについてお尋ねがございました。

介護は対人サービスでございます。サービス提供に当たって、その質を担保し、利用者の方々の不安を招かないようにするということが重要であると考えております。

○岩城国務大臣 高橋委員御指摘のとおり、出入国管理政策懇談会が平成二十六年十二月に取りまとめました報告書では、介護人材の確保に関しても、「構造的・根本的な問題が存在している」との記載がございます。この記載は、介護福祉士の資格を取得した留学生の受け入れに関連して、介護人材全般に関する問題として、今後、問題の改善に向けた取り組みが早急に行われる必要があることを示したものと承知をしておりまして、技能実習制度に介護職種を追加することによりこれらの問題を解決すべきとの意見は、いずれの方面にもないものと認識をしております。

なお、技能実習への介護職種の追加につきましては、厚労省に伺います。

限を、常勤職員三十人以下の場合、一〇%までと

する、その算定する常勤職員の範囲については、主たる業務が介護職に限定するとした。つまり、三十人と数えたんだけれども、事務職だとか介護をやつていない人も数えてしまうと薄まってしまいます。

その上で聞きますが、介護施設の配置基準における一人、つまり、三対一が要件であれば、その一人に技能実習生を換算するのかどうか、それから、夜勤業務も日本人と同様に就業させるつもりなのかどうか、伺います。

○三浦政府参考人 配置基準などについてお尋ねがございました。

介護は対人サービスでございます。サービス提

供に当たって、その質を担保し、利用者の方々の不安を招かないようするということが重要であると考えております。

○高橋(千)委員 は、今後、関係者の意見や、既に実施されているEPAの仕組みなどを踏まえまして検討してまいります。

介護保険の配置基準上の取り扱いなどについて

は、今後、関係者の意見や、既に実施されているEPAの仕組みなどを踏まえまして検討してまいります。

○高橋(千)委員 ということは、今お答えにならなかつたんですけど、結局、今は技能実習生を一人として換算できないというのが私は答えとして用意してあつたと思うんですが、違うんですね。

○三浦政府参考人 現時点では、そのような検討を今後行うということでございまして、そのよう

なというのは、今後、配置上の基準の取り扱いについて検討を行うということで、結論を出してい

るわけではございません。

○高橋(千)委員 正直ちょっと驚いているんです

EPAの場合も、当初は数えていかつたわけですね。それが緩和をされて、六月以上というふうなことで、あと、日本語レベルがN2以上、そうした要件を加えることで、もう数えている。そういうことを参考にしながらというふうなお話をされたので、結局、前例があるのでそれにのつとつていくといふうことになるのかなと思うんです。

それで、夜勤の場合は非常に難しいわけです。まさか一人で夜勤させるということはまずあり得ないとと思うんですね、指導教官がつかなければならないから。そのときにどういうふうに数えるのかということ、資料の最後のところに、今、参考とするEPAの実態で、どんな業務を候補生と資格を持った人がやっているかという表をつけてしましましたけれども、やはりコミュニケーションが問題なので、申し送りですか会議ですか、そういうことが非常に困難であるということははつきりするんですよね。

だから、EPAのレベルでもこうですから、これを実習生にやらせるということは非常に大変なことだ。そういうことをどのように思つて、夜勤もどのくらいやらせるつもりか、同じくらいやらせるつもりなのかということを聞きました。もう一回お願ひします。

○三浦政府参考人 今御指摘ございましたように、EPAにつきましては、既にそのような算定というのが行われているわけでございます。そういうような仕組みがあるということ踏まえて、その実態も私どもとしては理解した上で、さらなる検討をしていきたいと考えているところでございます。

○高橋(千)委員 逆に言うと、否定をされないのでは、私が言つたとおりなのかなと思わざるを得ません。逆に言うと、大変それは危惧されることでしやつてているのは、EPAでさえも「いふうな実態なわけですから、技能実習生はさらに日本語のレ

ベルが落ちてもいいということになつていています。そうすると、結局は、介護の分野でもどういう技能を移転するかと一応分けているんですけども、単純労働で、そこに集約されちゃうんじゃないかという懸念が持たれるのは当たり前なんですね。どうお考えになりますか。

○三浦政府参考人 先ほどコミュニケーション能力のお話をさせていただきました、委員からも、コミュニケーション能力を初めとした技術についてのお話がございました。

私どもとして、実態として技能実習生の方々の水準というものの認識しながら、今後とも検討していくかと思います。

○高橋(千)委員 何というか、とてもじやない

が、これでは心配だらけになってしまふと言わなければならぬです。

資料の三枚目につけたのは、既に拡大をしましたEPAの二枚目に総括表があつて、三枚目に、わかるような資料になつておるんですけども、「介護福祉士の主な受入れ機関・施設範囲について」ということで、この黒いところが拡大したり、車で二十分で行ける範囲の距離にあればそこも対象となりますよとか、有料老人ホームのような特定施設も対象になりますよ、そういうことが既にもう決まつていてるわけなんですよね。

○三浦政府参考人 では、これが一体、現行、どのくらいの施設が、現行というのは、EPAの受け入れ対象となつていて、これでどのくらい対象施設があえるのか。やつているかどうかではなくて、対象施設がどのくらいふえるのかということを一つ伺いたいのと、今回は見送られたけれども、訪問介護をEPAに解禁するという考えだと思いますが、確

認します。

併設されている通所介護等の事業所に加えまして、定員三十人以上の特定施設、サテライト型施設、そして定員三十人以上の入所施設に併設されている小規模入所施設を追加したところでござります。

正確な数字というわけにまいりませんで、ややラフになることをお許しいただきたいと思いますが、受け入れ施設数につきまして、定員三十人以上の人所施設について、三十人未満の施設を含む形でしか把握できないわけでございますが、従来からの主な受け入れ可能となつた主な施設は約五千三百施設というふうに考えております。

それから、二つ目のお尋ねについて申し上げます。訪問介護を認めるべきではないというお尋ねでございました。

これも、検討を行いました私どもの検討会でいろいろ御議論を賜つたわけでございますが、この中で、EPAによつて介護福祉士となつた方については、これはやはり、介護福祉士試験によって、日本人介護福祉士と同様に、専門的知識そして技術を有していることが確認されているということがござります。

そして、就労の際には、日本人介護福祉士と同様に、その適性、やはり日本人でありますから、訪問に適している方と必ずしもそうでない方もおられたり、あるいは希望しなかつたりといふことがあります。その適性に沿つた業務に配置されると考えられることから、その就労範囲を制限することなく、日本人介護福祉士と同様とすることが適當とされたところでござります。

ただし、この訪問系のサービスを認めることがあります。それが、これが一体、現行、どのくらいの施設が、現行というのは、EPAの受け入れ対象となるので、これまでのところはございません。その適性に沿つた業務に配置されると考えられることがあります。つまり、日本語要件などは他の物づくりなどにはございません。それをやっておきながら、詳細設計をやらなきやいけないといって、なぜ同時なんでしょうか。

そもそも施行日は過ぎています。いつやるつもりなんですか。これは、同時施行なんということは考えられないと思いますが、いかがですか、塩

崎大臣。

○石井政府参考人 まず、EPAの介護福祉士候補者については、受け入れ開始以降の経験を踏まえまして、本年四月に受け入れ施設の範囲を拡大いたしましたところでござります。

具体的には、従来の、定員三千人以上の入所施

せて講ずることが必要とされたところでございます。

幾つかその例が挙がつてあるところでございまが、この必要な措置の中身につきまして、この検討会で引き続き議論を行つていくことといたします。

○高橋(千)委員 まず、対象施設がざつくり言つて一・五倍くらいになるのかなと思つてゐるのと、一忯人権に配慮をすると言いつつも、訪問介護にもサービスの内容を拡大するという方向なわけですね。

そうすると、今、EPAは、やはり二国間の経済連携協定ですので、一定の条件もあるし、厳しい規制もございます。ただ、さつき議論してきたように、やはりEPAで先鞭をつけて、それで施設もこれだけれますよねという議論が整つていくと、技能実習生の枠も当然広がつてくる、そういうことになりかねないと思うので、これは本当に慎重にやらなければいけないというのか、やるべきではないというふうに思つております。

それで、いろいろ問題はあるんですけども、さつき法務大臣の答弁にも既にあつたように、この介護職種の追加、技能実習生の追加については、資料の一枚目の最後のところにも書いてあるように、新たな技能実習制度の施行と同時に追加を行うというふうに中間まとめではあるわけなんです。

ただ、この表にあるように、本体の制度自体も見直します。そして、介護だからといふことで固有の要件があります。つまり、日本語要件などは他の物づくりなどにはございません。それをやっておきながら、詳細設計をやらなきやいけないといって、なぜ同時なんでしょうか。

そもそも施行日は過ぎています。いつやるつもりなんですか。これは、同時施行なんということは考えられないと思いますが、いかがですか、塩崎大臣。

○塩崎國務大臣 介護職種の追加について、そのタイミングについての御指摘、お尋ねがございま

した。

やはりASEAN諸国においても高齢化が進んでおりまして、日本がこれまで介護保険などを通じて蓄積してきた介護に関する知識、技術の修得が、人材の育成に対するニーズに応えるという中で意味のあることだというふうに考えておりまして、介護職種の追加というのは、そういう意味で国際的にも意味がある。技能実習制度の趣旨にも当然かなうわけであります。

一方で、対人サービスとして初めての職種追加となるわけでございますので、対人サービスである介護業務の特性はやはりしっかりと踏まえなければいけないというふうに考えております。

こういうことで、昨年の二月に閣議決定された実行計画に基づいて、介護職種の追加に当たつては、まず第一に、コミュニケーション能力の担保など介護固有の要件の具体的な制度設計を進め、それと同時に、技能実習法案に基づく新制度の詳細が確定した段階で、監理団体の許可制の導入などによる技能実習制度の適正化とあわせて、介護サービスの特性に基づく要請に対応できる状況が整つたことを確認した上で、新制度の施行と同時に職種の追加を行うことにしているものでございます。

○高橋(千)委員 時間が来ましたので終わります  
が、言っていることが矛盾していると思いませんか。整つた上で施行と同時に、どうしてそな  
ら、同時にいつたら始まつちやうぢやないですか。何も整つていないのに、どうしてそな  
るんですか。施行日は過ぎているんですよ。これ  
でこの間、本当に、国連や米国国務省から人身取  
引の問題での指摘まで受け、やつと規制強化す  
ると言つてはいるそばから規制緩和も一緒にやつ  
て穴ができていく。特区などもありますからね。本  
當に言つてはいることが矛盾しているんです。  
やはり国際貢献という本来の立場に立つてどう

するべきなのかという議論を改めてするべきだと  
いふことを指摘して、残念ながらこれで終わりた  
いと思います。

○葉梨委員長 以上で高橋千鶴子君の質疑は終了  
いたしました。

次に、河野正美君。

○河野(正)委員 おおさか維新の会の河野正美で  
ございます。

最後の質疑者ということで、重なる問題も多い  
かと思ひますけれども、よろしくお願ひ申し上げ  
ます。

まず、法改正の意義について伺いたいと思いま  
す。

外国人技能実習制度というのは、もう既に二十  
年以上経過しているかと思ひます。この間の制度  
の実施状況を見ますと、必ず出てくるのが、外国  
人技能実習生の置かれた環境の過酷さといったも  
のを指摘する声かと思ひます。最低賃金以下で外  
国人を働かせている例も見られるということです。

人材育成といつよりも安価な労働者確保の手段と  
して使われてきたのではないかという声もありま  
す。

両改正案が施行された後、技能実習制度の適正  
化が進むことによって、技能実習生の失踪や不法  
行為などの程度抑えられる見込んでおられるの  
か、また、「在留資格・介護」による在留者がどのく  
らいふえると想定されているのか、まず、この制  
度改正による効果について政府の見解を伺いたい  
と思います。

○井上政府参考人 今回の技能実習法案と改正入  
管法の施行による効果についてのお尋ねでござい  
ました。

制度見直しの効果を数値的にお示しするのはな  
かなか困難でございます。ただ、まず受け入れ機  
関につきましては、技能実習法案の中で、制度の  
趣旨に沿つた適正な運用を確保するために、監理  
団体の許可制、技能実習計画の認定制、主務大臣  
の立入検査、改善命令、許可や計画認定の取り消  
しの権限などを定めるほか、旅券の取り上げ等に  
対する罰則などを定めたり、また、制度の管理運  
用を担う法人として外国人技能実習機構を設立す  
るなど、適正化のための措置をつくることにして  
ございます。これらによりまして、不適正な行為  
を行つ監理団体や実習実施者をしつかり排除して  
いく所存でございます。

そして、失踪をどの程度減らすことができるか  
というお尋ねもございました。

技能実習生の失踪につきましては、技能実習法  
案においては、人権侵害行為の禁止規定や罰則を  
設けるとともに、技能実習生からの相談に対応す  
る体制の整備、受け入れ機関における不適切な処  
遇を理由に失踪することがないような仕組みを設  
ける。そのようなことをする一方、入管法の一部  
改正法案では、出稼ぎ感覚で高い賃金を得られる  
不法就労先を求めて失踪する技能実習生に対処す  
るために在留資格取り消し事由の拡充等を図つて  
おるところでござります。

また、そもそも、送り出し国との取り決めを通  
じて、送り出し機関に、技能実習生が出稼ぎ感覚  
で来日することがないよう、技能実習制度の趣旨  
を十分理解させて送り出すことを求めていく。

このようなことによりまして、失踪技能実習生  
の問題が相当程度改善されると考えております。  
最後に、「在留資格・介護」で入国することとなる  
人数の見込みでございますが、現状ではそのよう  
な資格で働くことができませんので、新しい在留  
資格ができた場合には我が国で介護に従事したい  
という外国人の数を正しく推測することはなかなか  
か困難でございますけれども、今後、在留資格  
「介護」の創設によりまして、介護福祉士として我  
が国の介護施設において就労することを希望する  
外国人が一定数存在してくるものと考えております。

○河野(正)委員 本改正案によって技能実習生を  
保護する仕組みや悪質な事業者を排除する仕組み  
が一定程度は整えられて、現行制度を続けるより  
はましだというふうに考えられるものの、そもそも

もこの制度は、目的と実施状況がかけ離れてし  
まつたことに大きな問題点があるのではないかと、  
いう意見が我が党の政調の議論の中で出ておりま  
す。

○岩城国務大臣 技能実習制度は、技能、技術ま  
たは知識の開発途上国等への移転を図り、開発途  
上国等の経済発展を担う人づくりに協力すること  
を目的とする制度であります。我が国の国際貢  
献において重要な役割を果たしているものであり  
ます。一方、残念ながら、一部でこの制度が労働  
力の確保策と誤解ないし濫用され、法令違反等の  
問題事例が生じているのも事実でございます。

そこで、技能実習法案では、技能実習制度が本  
來の趣旨に沿つて運用されるようにするため、例  
えば技能実習一号から三号までの各段階の修了時  
における技能検定等による効果測定を義務づけた  
上、それを目標として適切な計画及び環境のもと  
で技能実習が行われることをあらかじめ技能実習  
計画の認定手続の中で審査することとし、かつ、  
実際に技能実習が計画に従つて適切に実施されて  
いるかどうかを監理団体や外国人技能実習機構が  
監督するという仕組みを構築しております。こう  
した措置などによりまして、制度の趣旨と合致し  
た適切な運用が図られていくもの、そのように考  
えております。

○塩崎国務大臣 趣旨、基本的な考え方につきま  
しては、岩城法務大臣と同じでござります。

今般の技能実習法案では、まず第一に、技能実  
習制度が人手不足対策として利用されることのな  
いように、「技能実習は、労働力の需給の調整の  
手段として行われてはならない。」という基本理念  
を法律上明記いたしましたところでございます。

同時に、技能実習計画の認定制を導入いたしま  
して、実習の内容や技能実習生の待遇などについ  
て事前に確認する仕組みを導入しました。  
加えて、監理団体について許可制を導入して、  
問題が多いと言わってきた団体監理型の技能実習

について、規制を抜本的に強化することとしております。

さらに、新たに外国人技能実習機構を設立して、法律上、同機構が監理団体や実習実施者に対して定期的に実地検査を実施する権限を与えることによって、機構のは正指導に従わない場合には、主務大臣と連携をして改善命令や技能実習計画の取り消し等を行う。

こういったことによつて、国際貢献という技能実習制度の趣旨を徹底し、制度本来の目的に沿つた活用がなされるようにしていかなければならぬ」というふうに考えております。

○河野(正)委員 EPAとの関係について伺いたい

EPAとの関係について伺いたい

いと思います。

今後、技能実習制度の対象を介護へも拡大するということで、先ほど来、一定数の増加が見込まれるのではないかということを答弁いただきましたが、介護分野におきましては、既に、インドネシア、フィリピン、ベトナムとの三国間の経済連携協定、いわゆるEPAで受け入れがされております。今回の改正によって、EPAによる介護福祉候補者の受け入れ制度どのような影響があると考えられているのか、政府の見解を伺いたい

と思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

介護分野における外国人材の受け入れに関しましては、先ほど来何度か答弁申し上げておりますけれども、EPAは経済活動の連携強化を目的とした特例的な受け入れ、技能実習は開発途上国等への技能移転、そして三つ目、在留資格「介護」の創設は専門的、技術的分野への外国人材の受け入れといつた、それぞれの制度趣旨に基づき実施されるものでございます。

このため、技能実習制度への介護職種の追加や、あるいは在留資格「介護」の創設がEPAによる受け入れに直ちに影響を与えるものではないというふうに考えておりますが、ただ、在留資格「介護」につきましては、制度の趣旨から、EPAと同様に、介護福祉士資格取得を目指して日本の

介護技術を学ぶ意欲のある方が対象となることがあります。

これはEPAの対象の国でございますが、そこおきましては、こうした意欲のある外国人につきましては、より選択肢がふえるというふうに考えているところでございます。

○河野(正)委員 EPAの場合ですと、非常に言語の問題がありまして、なかなか資格を得るまでに至らないといった面も見られます。国として看護や介護の専門人材や技能を修得する外国人の受け入れを進めていく以上、言語習得に向けた外国への支援をしっかりと考えておくべきではないかと思いますが、政府の見解を伺いたいと思います。

○石井政府参考人 EPAによる介護福祉士、看護師候補者本人や受け入れ施設に対する日本語学習支援につきましては、日本語学校への就学や、あるいは受け入れ施設への日本語講師の招聘等に

係る費用の補助、そして就労、研修に必要な日本語等を学ぶ集合研修の実施、さらには候補者向けの通信添削の実施やEラーニングでの学習支援システムの構築などを実施しているところでございます。

また、技能実習制度への介護職種の追加に当たっては、やはりここでもコミュニケーション能力が大変重要でございますので、利用者や他の介護職員とのコミュニケーションを通じた信頼関係

においては、専門的、技術的分野の外国人についても、EPAは経済活動の連携強化を目的とした特例的な受け入れ、技能実習は開発途上国等の通じた取り組みが進めにくくこともこの現状を招いた一因なのかなと思います。政府全体を統括するような組織の設置など、抜本的な外国人政策の企画、実施の体制づくりというのが必要だと考えますが、法務大臣、厚生労働大臣、両大臣の見解を伺いたいと思います。

○岩城国務大臣 外国人労働者の受け入れに關しましては、専門的、技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することがら、積極的に受け入れることが重要と認識をしております。

他方、専門的、技術的分野とは評価されない分野の外国人の受け入れにつきましては、ニーズの把握や経済的効果の検証のほか、日本人の雇用への影響、産業構造への影響、教育・社会保険等の社会的コスト、治安など、幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ、委員御指摘のとおり政府全体で検討していく必要がある、そのよう

に認識をしております。

○塙崎国務大臣 まず、医療、なんなく看護師さんですが、この看護の分野における外国人材の受け入れについては、日本の看護師国家試験に合格して日本の看護師資格を取得した外国人の在留が認められているところでございます。

したがつて、ここは外国人の方がどう考えるかと

いうことだと思いますが、外国人材の受け入れ範囲の拡大につきましては、日本人職員の待遇改善とか国民生活等への影響も踏まえて、国民的なコンセンサスを得ながら、関係省庁と連携して慎重に検討、議論する必要があるのだというふうに考えております。

保育につきましては、保育園などにおける保育

に当たつては、専門的、技術的分野とは評価されない分野の外国人の受け入れについては、我が国の労働市場及び国民生活全体に与える影響に鑑みて、国民的コンセンサスが十分できるとの言葉でございます。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、これで質

目的と実態が乖離しているのではないかという指摘があります。つまり、経済活動の連携強化の観点により行われるとされていながら、受け入れ側は人手不足を少しでも解消したいという点において、より選択肢がふえるというふうに考えているところでございます。

○河野(正)委員 時間も残り少なくなりましたので、最後に一つお聞きしたいんですけども、介護に限らず、我が国には、人材不足に悩んでいる関係する省庁もさることながら、省庁内でも部局ごとに縦割りとなっており、政府全体で一貫した取り組みが進めにくくこともこの現状を招いた一因なのかなと思います。政府全体を統括するような組織の設置など、抜本的な外国人政策の企画、実施の体制づくりというのが必要だと考えますが、法務大臣、厚生労働大臣、両大臣の見解を伺いたいと思います。

○岩城国務大臣 外国人労働者の受け入れに關しましては、専門的、技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することがら、積極的に受け入れることが重要と認識をしております。

今後の医療や福祉分野への外国人材の受け入れについて政府としてどのように考えられているのか、厚生労働大臣のお考えを伺いたいと思います。

○塙崎国務大臣 まず、医療、なんなく看護師さんですが、この看護の分野における外国人材の受け入れについては、日本の看護師国家試験に合格して日本の看護師資格を取得した外国人の在留が認められているところでございます。

したがつて、ここは外国人の方がどう考えるかと

いうことだと思いますが、外国人材の受け入れ範囲の拡大につきましては、日本人職員の待遇改善とか国民生活等への影響も踏まえて、国民的なコンセンサスを得ながら、関係省庁と連携して慎重に検討、議論する必要があるのだというふうに考えております。

保育につきましては、保育園などにおける保育

に当たつては、専門的、技術的分野とは評価されない分野の外国人の受け入れについては、我が国の労働市場及び国民生活全体に与える影響に鑑みて、国民的コンセンサスが十分できるとの言葉でございます。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、これで質

に当たつては、専門的、技術的分野とは評価されない分野の外国人の受け入れについては、我が国

の労働市場及び国民生活全体に与える影響に鑑みて、国民的コンセンサスが十分できるとの言葉でございます。

○塙崎国務大臣 中長期的な外国人材の受け入れのあり方につきましては、「日本再興戦略」改訂二〇一五において、「移民政策と譲解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」とされております。

今後、これを踏まえて政府全体として検討がな

されていくものと考えておりますけれども、検討がな

いりたいと考えております。

○河野(正)委員 時間が来ましたので、これで質

問を終わらせて いただきます。

ありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後零時一分散会

〔参考〕

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案は法務委員会議録第九号に掲載  
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は法務委員会議録第十一号に掲載





平成二十八年五月二十三日印刷

平成二十八年五月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局

F